

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2020 年 12 月 10 日

株式会社りそなホールディングス

2020年12月10日
東京都江東区木場一丁目5番65号
株式会社りそなホールディングス
代表執行役社長 南 昌宏

当社は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ(以下「関西みらいフィナンシャルグループ」といいます。)との間で締結した株式交換契約書(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施いたします。本株式交換は、当社による関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化(以下「本完全子会社化」といいます。)に向けた一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われます。本株式交換を行うに際して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別添1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	関西みらいフィナンシャルグループ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率(注1)	1.42	1
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：209,198,802株(予定)(注2)	

(注1) 株式の割当比率

関西みらいフィナンシャルグループの普通株式(以下「関西みらいフィナンシャルグループ株式」といいます。)1株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)1.42株を割当交付いたします(以下、かかる本株式交換における株式交換比率を「本株式交換比率」といいます。)。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。なお、本効力発生日は、2021年4月1日としますが、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社及び関西みらいフィナンシャルグループの合意により変更されます。)の前日(本効力発生日の前日を含

みます。)までの間において、当社又は関西みらいフィナンシャルグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本取引の一環として、本株式交換に先立ち、関西みらいフィナンシャルグループ株式及び関西みらいフィナンシャルグループの第1回新株予約権乃至第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2020年11月11日から実施しており、本公開買付けは、2020年12月9日をもって終了いたしました。本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(本応募株式(注3)の数と同数の29,385,393株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(34,441,469株)が買付予定数の下限(29,385,393株)以上となりましたので、当社は応募株券等の全部の買付け等を行います。そのため、本株式交換により交付される予定の当社株式の数として、関西みらいフィナンシャルグループが2020年11月10日に公表した「2021年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループ株式の発行済株式総数(372,876,219株)から、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数(390,470株)、当社が2020年11月10日現在所有している関西みらいフィナンシャルグループ株式の数(190,721,180株)及び本公開買付けに応募された関西みらいフィナンシャルグループ株式の総数(34,441,469株)を控除した株式数(147,323,100株)に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。

当社は、本株式交換に際して、当社が関西みらいフィナンシャルグループの発行済株式(但し、当社が保有する関西みらいフィナンシャルグループ株式を除きます。)を本株式交換が効力を生ずる直前時(以下「基準時」といいます。)の関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様(但し、当社を除きます。)に対して、その保有する関西みらいフィナンシャルグループ株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付する予定ですが、交付する当社株式については、新たに発行する当社株式を使用する予定です。

なお、関西みらいフィナンシャルグループは、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により関西

みらいフィナンシャルグループが取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定であるため、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数(390,470株)は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、本株式交換において当社株式を交付する対象から除外しております。なお、自己株式については、上記390,470株のほか、株主名簿上は株式会社関西みらい銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、本新株予約権の行使及び関西みらいフィナンシャルグループによる自己株式の取得等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 応募契約

当社は、本公開買付けに当たり、2020年11月10日付で、株式会社三井住友銀行(以下「SMBC」といいます。)及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下「SMFG」といいます。)との間で、当社が本公開買付けを開始した場合、SMBCが株式会社SMBC信託銀行(以下「SMBC信託銀行」といいます。)を受託者とする退職給付信託に拠出している関西みらいフィナンシャルグループ株式29,385,393株(以下「本応募株式」といいます。)について、SMBCが、SMBC信託銀行に対して、本公開買付けに応募するよう指図し、SMBC信託銀行をして、本応募株式を本公開買付けに応募させるものとし、かつ、応募を撤回させず、応募により成立する買付け等に係る契約を解除させないこと(以下「本応募」といいます。)に関する契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、1単元(100株)未満の当社株式の割当てを受ける関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注5) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に際して、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様へ交付する当社株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します。なお、当社は、2020年11月10日現在において、本株式交換に際して関西みらいフィナンシャルグループの株主に交付する当社株式に1株に満たない端数が生じた場合は、(i)会社法第234条第2項及び会社法施行規則第50条第1号に従って、端数の合計数に相当する数の当社株式を市場において売却し、

端数権利者に対しては、当該売却における売却価格に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付すること、又は(ii)会社法第234条第2項及び第4項並びに会社法施行規則第50条第2号に従って、端数の合計数に相当する数の当社株式を当社が自己株式として取得し、端数権利者に対しては、当該自己株式取得の日の当社株式の終値に、当該端数権利者が保有する端数を乗じて算出された額の金銭を交付することを予定しております。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換に用いられる上記(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社及び当社との間で本応募を行う旨合意している関西みらいフィナンシャルグループの株主(以下「応募合意株主」といいます。)であるSMBCから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はBofA証券株式会社(以下「BofA証券」といいます。)を、関西みらいフィナンシャルグループは野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。また、両社及び応募合意株主であるSMBCから独立した法務アドバイザーとして、当社は西村あさひ法律事務所を、関西みらいフィナンシャルグループは北浜法律事務所・外国法共同事業(以下「北浜法律事務所」といいます。)をそれぞれ選定いたしました。また、関西みらいフィナンシャルグループが利益相反回避のために設置した、特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)は、本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、両社及び応募合意株主であるSMBCから独立した独自の第三者算定機関として、フロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティア・マネジメント」といいます。)を選定いたしました。

当社においては、下記(3)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるBofA証券から2020年11月10日付で提出を受けた株式交換比率算定書(以下「本株式交換比率算定書(BofA証券)」)といひます。)における株式交換比率の算定結果、及び同社から同日付で提出を受けた本株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正である旨の意見書(以下「フェアネス・オピニオン(BofA証券)」)といひます。)の内容、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社が関西みらいフィナンシャルグループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向や過去の国内上場企業と当該企業の親会社との間の株式交換事例において決定した株式交換比率に付与されたプレミアムの水準等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株

式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

関西みらいフィナンシャルグループにおいては、下記(3)「公正性を担保するための措置」及び(4)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、関西みらいフィナンシャルグループの第三者算定機関である野村証券から2020年11月9日付で受領した株式交換比率算定書(以下「本株式交換比率算定書(野村証券)」といいます。)、本特別委員会を通じて提出を受けた本特別委員会の独自の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントの2020年11月9日付の株式交換比率算定書(以下「本株式交換比率算定書(フロンティア)」といいます。))及び本株式交換比率の公正性に関する意見書(以下「フェアネス・オピニオン(フロンティア)」といいます。)、法務アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、関西みらいフィナンシャルグループが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会から2020年11月9日付で受領した答申書(以下「本答申書」といいます。))の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、以下の点等から、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率は妥当なものであり、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様に当社の株主となっていただくことで、今後の当社の成長を享受いただけると判断いたしました。

- ・ 本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(野村証券)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、配当割引モデル法(以下「DDM法」といいます。))による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。また、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(フロンティア)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であること。
- ・ 本特別委員会が、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(フロンティア)を取得していること。
- ・ 関西みらいフィナンシャルグループが当社の完全子会社となることにより、当社グループ(当社、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループを含む国内連結子会社25

社、海外連結子会社3社並びに持分法適用関連会社5社(2020年9月30日時点)により構成されるグループをいいます。以下同じです。)と関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様との間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になるとのシナジーの創出を見込むことができ、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、関西みらいフィナンシャルグループの中長期的な企業価値向上に資すると考えられること。

当社及び関西みらいフィナンシャルグループは、上記のそれぞれにおける検討を踏まえて両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、2020年11月10日開催の当社及び関西みらいフィナンシャルグループの各取締役会の決議に基づき、2020年11月10日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

本株式交換における関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づく当社株式1.42株相当)の価値は、当社株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値(352.685円)に基づき計算すると500.8127円となり、本公開買付けにおける公開買付価格(500円。以下「本公開買付価格」といいます。)よりも0.8127円高い額となり、また、関西みらいフィナンシャルグループ株式の本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の終値405円に対して23.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.85%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して20.10%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当します。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約の締結日から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含みます。)までの間において、当社又は関西みらいフィナンシャルグループの財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本株式交換契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

イ 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるBofA証券並びに関西みらいフィナンシャルグループの第三者算定機関である野村證券及び本特別委員会の独自の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、いずれも当社、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

本株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はBofA証券を第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。関西みらいフィナンシャルグループは野村證券を第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。また、本特別委員会はフロンティア・マネジメントを第三者算定機関として選定し、本株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

(a) BofA証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要

BofA証券は、当社及び関西みらいフィナンシャルグループの両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社ともに比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、両社が事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法であるDDM法による分析(DDM分析)を行い、これらに基づく分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。BofA証券は、下記的前提条件その他一定の条件の下で、当社の取締役会に対し、2020年11月10日付にて、本株式交換比率算定書(BofA証券)を提出しております。また、BofA証券は、当社取締役会からの依頼に基づき、下記的前提条件その他一定の条件の下で、2020年11月10日付にて、本株式交換比率が当社にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン(BofA証券)を、当社取締役会に対して提供しております。

市場株価分析については、2020年11月9日を算定基準日として、

東京証券取引所市場第一部における両社普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対する市場株価比率の最小値及び最大値に基づき、株式交換比率の算定レンジを分析いたしました。

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために当社及び関西みらいフィナンシャルグループの両社について、比較的類似する事業を手掛ける複数の上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、時価総額に対する簿価純資産の倍率に基づき当社及び関西みらいフィナンシャルグループ両社の株式価値を分析しております。

DDM分析についても、BofA証券に対し算定・分析に利用することを目的に提供された2022年3月期から2026年3月期までの期間に係る両社についての財務予測に基づき、下記的前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属すると見込まれる2022年3月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値を分析しております。なお、BofA証券に提供された関西みらいフィナンシャルグループの財務予測は、関西みらいフィナンシャルグループにより作成され、当社による調整を加えた上でBofA証券に対し提供されたスタンド・アローンベースの(本完全子会社化による影響を加味していない)財務予測及び、当該財務予測に当社が同社の判断による当該影響も加味しBofA証券に対し提供した財務予測の双方から成り、他方、当社の財務予測は、当社からBofA証券に対し提供されたスタンド・アローンベースの(本完全子会社化による影響を加味していない)財務予測です。なお、上記の当社の財務予測については、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。一方で、関西みらいフィナンシャルグループの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいます。具体的には、2022年3月期の連結純利益においては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な下落等による2021年3月期における収益悪化からの業績回復を背景に、対前年比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。2023年3月期の連結純利益においては、店舗統廃合やグループ内での人材の再配置の推進等からの経費削減の進展を背景として、対前年度比で連結当期純利益で50億円の

増益を見込んでおります。

BofA証券による本株式交換における株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです(以下の株式交換比率の算定レンジは、関西みらいフィナンシャルグループの株式1株に対して交付する当社の株式の割当比率の算定レンジを記載したものです。)

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	1.13～1.17
類似企業比較分析	0.47～1.06
DDM分析(注1)	0.96～1.84

- (注1) 上記のDDM分析における株式交換比率の算定レンジについては、当社による調整を加えた関西みらいフィナンシャルグループの財務予測について、スタンド・アローンベースの(本完全子会社化による影響を加味していない)財務予測及び当社が判断した当該影響を加味した財務予測の双方を分析し算定された株式交換比率をレンジとして記載しています。但し、BofA証券のフェアネス・オピニオン(BofA証券)に関しては、下記前提条件のとおり、当社の判断による当該影響を加味した関西みらいフィナンシャルグループの財務予測を前提としています。
- (注2) 上記の本株式交換比率算定書(BofA証券)及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)は、当社の取締役会が(当該立場において)本株式交換を財務的見地から検討することに関連し、かつ、かかる検討を目的として当社の取締役会に対してその便宜のために提出されたものです。BofA証券は、本取引の形態、ストラクチャー、本株式交換契約及び本応募契約(以下、本株式交換契約及び本応募契約を総称して「本最終諸契約」といいます。)その他本取引に関連して締結若しくは合意される契約又は取り決め、本公開買付けの公開買付価格(本株式交換比率と本公開買付けの公開買付価格の間の相対的な優劣を含むが、これらに限られません。)等を含め本取引の条件その他の側面(フェアネス・オピニオン(BofA証券)に明記される範囲における、またフェアネス・オピニオン(BofA証券)に明記される前提及び条件に基づく本株式交換比率を除きます。)について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。BofA証券の意見は、本株式交換比率に係る当社にとっての財務的見地からの公正性に限定され、本取引に関連して関係当事者のいかなる種類の証券の保有者、債権者その他の利害関係者が受領する対価について、

何ら意見又は見解を表明するものではありません。また、本取引の当事者の役員、取締役又は従業員に対するいかなる報酬の金額、性質その他の側面に関する、本株式交換比率との比較における公正性(財務的か否かを問いません。)について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。加えて、当社にとり採用可能であるか、又は当社が実行する可能性のある他の戦略又は取引と比較した場合における本取引の相対的な利点について、また、本取引を推進若しくは実施する当社の業務上の意思決定について、何らの意見又は見解も表明するものではありません。また、BofA証券は、当社株式の発行時における実際の価値について、また、本取引が公表又は開始された後を含むいずれかの時点における当社株式又は関西みらいフィナンシャルグループ株式の取引価格について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。更に、BofA証券は、本取引、本公開買付け、本株式交換又はそれらに関連する事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものでもありません。BofA証券は、当社、関西みらいフィナンシャルグループ若しくはその他の企業体又は本取引に関連する法律、規制、会計、税務及び類似の事項について何ら意見又は見解を表明するものではなく、これらの事項について、当社の指示に従い、当社による評価に依拠しております。BofA証券は、当社が、これらの事項について資格を有する専門家から当社が必要と認める助言を得ているものと理解しております。

BofA証券は、本株式交換比率算定書(BofA証券)における分析(以下「本分析」といいます。)を行い、また、フェアネス・オピニオン(BofA証券)を作成するに際して、公開されている又はBofA証券に対して提供され若しくはBofA証券が別途検討し若しくは協議した財務その他の情報及びデータについて、独自の検証を行うことなく、それらが正確かつ完全であることを前提とし、かつその正確性及び完全性に依拠しており、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという当社及び関西みらいフィナンシャルグループの経営陣の表明に依拠しております。BofA証券は、関西みらいフィナンシャルグループの経営陣が作成し又はその指示に従い

作成され、かつ同経営陣が承認した関西みらいフィナンシャルグループに関する財務予測(以下「関西みらいフィナンシャルグループ予測」といいます。)について、それが関西みらいフィナンシャルグループの将来の業績に関する関西みらいフィナンシャルグループの経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨の説明を関西みらいフィナンシャルグループより受けており、当社の了解を得た上で、そのことを前提としております。

BofA証券は、当社の指示に従い、当社の経営陣により修正が加えられた関西みらいフィナンシャルグループ予測(以下「修正関西みらいフィナンシャルグループ予測」といいます。)、当社の経営陣が作成した当社に関する財務予測及び当社の経営陣が予想した本完全子会社化の実行に伴い関西みらいフィナンシャルグループに生じる費用削減効果(以下「本費用削減効果」といいます。)について、これらが関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の将来の業績並びにその他の事項に関する当社の経営陣による現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものであることを前提とし、また、関西みらいフィナンシャルグループ予測及び修正関西みらいフィナンシャルグループ予測に反映された将来の業績の相対的な実現可能性に関する当社の経営陣の評価に基づき、当社の指示に従い、本分析の実施及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)の作成に当たり修正関西みらいフィナンシャルグループ予測に依拠しております。BofA証券は、当社の指示に従い、当社による本費用削減効果の実現可能性に関する当社の経営陣の評価に依拠しており、また、それらが予想された額及び時期において実現する旨の表明を当社より受けており、またそのことを前提としています。また、当社の指示により、本費用削減効果のうち、当社が決定した割合に相当する部分を、本完全子会社化前の関西みらいフィナンシャルグループに帰属するものとして本分析を行っています。BofA証券は、貸出債権、繰延税金資産、貸倒引当金、ヘッジ・ポジション及びデリバティブ・ポジションにつき評価を行う専門家ではなく、当社、関西みらいフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社に係るこれらの適切性について独自に評価しておらず、また、当社、関西みらいフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社の個々の与信記録も審査しておりません。従って、BofA証券は、当社、関西

みらいフィナンシャルグループ又はそれらの関係会社が計上している貸倒引当金の総額(本取引後のプロフォーマによる貸倒引当金の総額を含みます。)が将来の貸倒れをカバーするのに十分であることを前提としております。本分析及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)は、必然的に、本分析及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在においてBofA証券が入手可能な情報に基づいています。ご承知のとおり、クレジット市場、金融市場及び株式市場は非常に不安定な状況が継続しておりますが、BofA証券は、かかる不安定な状況が当社、関西みらいフィナンシャルグループ又は本取引のいずれかに与える潜在的影響について何ら意見又は見解を述べるものではありません。本分析及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)の日付以降に発生する事象が本分析及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)の内容に影響を与える可能性があります。BofA証券は、本分析及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことが了承されています。

上記のBofA証券による分析の記載は、同社がフェアネス・オピニオン(BofA証券)に関連して当社の取締役会に提示した主要な財務分析の概要であり、フェアネス・オピニオン(BofA証券)に関連してBofA証券が行った全ての分析を網羅するものではありません。フェアネス・オピニオン(BofA証券)の作成及びその基礎となる分析は、各財務分析手法の適切性及び関連性並びに各手法の特定の状況への適用に関する様々な判断を伴う複雑な分析過程であり、従って、その一部の分析結果又は要約を記載することは必ずしも適切ではありません。BofA証券による分析は全体として考慮される必要があります。更に、あらゆる分析及び考慮された要因又は分析に関する説明のための記載全てを考慮することなく一部の分析や要因のみを抽出したり表形式で記載された情報のみに着目することは、BofA証券による分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解又は不完全な理解をもたらすおそれがあります。ある特定の分析が上記概要において言及されていることは、当該分析が同概要に記載の他の分析よりも重視されたことを意味するものではありません。

BofA証券は、本分析を行うに当たり、業界の業績、一般的な事業・経済の情勢及びその他の事項を考慮しておりますが、その多くは当社及び関西みらいフィナンシャルグループにより制御できないものです。BofA証券による分析の基礎をなす当社及び関西みらいフィナンシャルグループの将来の業績に関する予測は、必ずしも実際の価値や将来の結果を示すものではなく、実際の価値や将来の結果は、当該予測又はBofA証券の分析が示唆する見通しと比較して大幅に良好なものとなる又は悪化したものとなる可能性があります。BofA証券の分析は、本株式交換比率の財務的見地からの公正性についての分析の一環としてなされたものであり、フェアネス・オピニオン(BofA証券)の提出に関連して当社の取締役会に対して提供されたものです。BofA証券の分析は、鑑定を意図したものではなく、企業が実際に売却される場合の価格又は何らかの証券が取引された若しくは将来取引される可能性のある価格を示すものでもありません。従って、上記の分析に使用された予測及び同分析から導かれる評価レンジには重大な不確実性が本質的に伴うものであり、それらが当社及び関西みらいフィナンシャルグループの実際の価値に関するBofA証券の見解を示すものと解釈されるべきではありません。本取引は、ファイナンシャル・アドバイザーではなく、当社、SMFG、SMBC及び関西みらいフィナンシャルグループの交渉により決定されたものであり、当社の取締役会により承認されたものです。本取引を実施することの決定は、もっぱら当社の取締役会によってなされたものであり、フェアネス・オピニオン(BofA証券)及び本株式交換比率算定書(BofA証券)は、上記のとおり、当社の取締役会が本取引を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎず、当社の取締役会又は経営陣の本取引又はその条件についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

BofA証券は、関西みらいフィナンシャルグループ、当社又はその他の企業体の資産又は負債(偶発的なものか否かを問わない。)について独自の鑑定又は評価を行っておらず、また、かかる鑑定又は評価を提供されておりません。また、BofA証券は、関西みらいフィナンシャルグループ、当社又はその他の企業体の財産又は資産の実地の見分も行っておりません。BofA証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適

用ある法令の下でも、関西みらいフィナンシャルグループ、当社又はその他の企業体の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。BofA証券は、当社の指示に従い、本取引が本最終諸契約の重要な条件又は合意事項を放棄、修正又は改訂することなくその現在想定されている条件に従い完了されること、及び本取引に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、当社、関西みらいフィナンシャルグループ若しくは当社又は本取引が予定している利益に悪影響を及ぼすような、遅延、制限、制約又は条件が課されること(排除措置又は変更措置が課されることを含む。)がないことを前提としております。また、BofA証券は、当社の了解を得た上で、本取引が、関西みらいフィナンシャルグループ又は当社にとって有税取引とならないことを前提としております。なお、BofA証券は、本株式交換比率算定書(BofA証券)及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)の作成に当たり、当社の指示に従い、関西みらいフィナンシャルグループの発行している新株予約権に対し、一定の前提に基づき関西みらいフィナンシャルグループ普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。BofA証券は、かかる新株予約権の保有者による転換権の行使の有無又はその時期について何ら意見又は見解を表明するものではありません。本株式交換比率算定書(BofA証券)及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った財務情報に基づいて作成されております。

更に、BofA証券は、当社の指示に従い、本最終諸契約の最終締結版が、BofA証券が検討した本最終諸契約の草案と、いかなる重要な点においても相違しないことを前提としております。

BofA証券は、本取引に関して当社の財務アドバイザーを務め、かかるサービスに対し手数料(その相当部分が本株式交換契約の締結を条件とし、また、その残額が本取引の完了を条件とします。)を受領致します。また、当社は、BofA証券の実費を負担すること、及びBofA証券の関与から発生する一定の責任についてBofA証券に補償することを合意しています。

BofA証券及びBofA証券の関係会社は、フルサービスの証券会

社かつ商業銀行であり、幅広い企業、政府機関及び個人に対して、投資銀行業務、コーポレート及びプライベート・バンキング業務、資産及び投資運用、資金調達及び財務アドバイザリー・サービス並びにその他商業サービス及び商品の提供を行うとともに、証券、商品及びデリバティブ取引、外国為替その他仲介業務、及び自己勘定投資に従事しています。BofA証券及びBofA証券の関係会社は、その通常の業務の過程において、当社、関西みらいフィナンシャルグループ、SMFG、SMBC及びそれぞれの関係会社の株式、債券等の証券又はその他の金融商品（デリバティブ、銀行融資又はその他の債務を含みます。）について、自己又は顧客の勘定において投資し、それらに投資するファンドを運用し、それらのロング・ポジション若しくはショート・ポジションを取得若しくは保有し、かかるポジションにつき資金を提供し、売買し、又はその他の方法で取引を実行することがあります。

BofA証券及びBofA証券の関係会社は、当社に対して、投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを過去において提供しており、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においてもそのようなサービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

また、BofA証券及びBofA証券の関係会社は、関西みらいフィナンシャルグループに対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領する可能性があります。更に、BofA証券及びBofA証券の関係会社は、過去において、SMFG及びSMBCに対して投資銀行サービス、商業銀行サービスその他の金融サービスを提供しており（SMFGの各種債券募集についてリード・マネージャー及びブックランナーを務めたことを含みます。）、また現在もそのようなサービスを提供し又は将来においても提供する可能性があり、かかるサービスの提供に対して手数料を受領しており、また将来においても手数料を受領する可能性があります。

(b) 野村証券による算定の概要

野村證券は、両社の株式交換比率について、両社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、2020年11月9日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均株価を採用しております。

類似会社比較法においては、当社については、当社の主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社めぶきフィナンシャルグループ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社千葉銀行及び株式会社群馬銀行を選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。関西みらいフィナンシャルグループについては、関西みらいフィナンシャルグループの主要事業である銀行業と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社滋賀銀行、株式会社南都銀行、株式会社京都銀行、株式会社紀陽銀行及び株式会社池田泉州ホールディングスを選定した上で、時価総額に対する純利益及び株主資本の倍率を用いて算定を行いました。

DDM法においては、当社が作成した2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率は7.50%～8.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%～0.25%を、Exitマルチプルは6.5倍～7.5倍をそれぞれ採用しております。関西みらいフィナンシャルグループが作成した2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026

年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、同社が一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。関西みらいフィナンシャルグループの割引率は6.50%~7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%~0.25%を、Exitマルチプルは9.5倍~10.5倍をそれぞれ採用しております。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対して割り当てる当社株式の数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.13~1.17
2	類似会社比較法	0.67~1.22
3	DDM法	1.36~1.47

なお、野村證券がDDM法による算定に用いた当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、野村證券がDDM法による算定に用いた関西みらいフィナンシャルグループの財務予測には、対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

野村證券の株式交換比率の算定は、算定基準日現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。野村證券は、野村證券が検討した公開情報及び野村證券に提供された

財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。

(c) フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要

i フロンティア・マネジメントによる算定の概要

フロンティア・マネジメントは、両社の株式交換比率について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それらに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の自己資本比率を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する資本並びに利益(以下「修正配当」といいます。)を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されているDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下の通りです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、関西みらいフィナンシャルグループ株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	1.13～1.17
2	類似会社比較法	0.55～1.07
3	DDM法	1.24～1.47

市場株価平均法においては、2020年11月9日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2020年11月4日から算定基準日までの1週間の終値単純平均値、2020年10月12日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値、2020年8月11日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値、2020年5月11日から算定基準日までの6ヶ月間の終値単純平均値に基づき算定いたしました。

類似会社比較法においては、関西みらいフィナンシャルグループについては、関西を地盤にする地方銀行という特性を踏まえ、株式会社京都銀行、株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社池田泉州ホールディングス、及び株式会社紀陽銀行を類似する事業を手掛ける上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定いたしました。当社については、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社千葉銀行、株式会社新生銀行、及び株式会社あおぞら銀行を成長性、収益性、収益構造の観点から完全には類似していないものの相対的に類似性があると判断される上場会社として選定した上で、PER倍率、PBR倍率を用いて算定いたしました。

DDM法においては、関西みらいフィナンシャルグループについては、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は6.50%~7.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法(PER)を採用しており、永久成長率は-0.10%~0.10%、マルチプル法におけるPERは11.0倍~12.0倍として算定いたしました。また、当社については、2021年3月期の見込み、2022年3月期から2026年3月期までの事業計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、将来の修正配当を一定の割引率で割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率は7.50%~8.50%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法及びマルチプル法(PER)を採用しており、永久成長率は-0.10%~0.10%、マルチプル法におけるPERは7.5倍~8.5倍として算定いたしました。なお、当社の事業計画において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、関西フィナンシャルグループは対前年度比較において大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には2022年3月期において、新型コロナウイルス感染拡大による影響

を受けた有価証券利息配当金や有価証券売却損益の一時的な減少を主因とした2021年3月期の収益悪化からの業績回復を背景として、対前期比で連結当期純利益で79億円の増益を見込んでおります。また、2023年3月期において、店舗統廃合やグループ内の人員配置の最適化による経費削減を背景として対前期比で連結当期純利益で50億円の増益を見込んでおります。

フロンティア・マネジメントは株式交換比率の算定に際し、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の財務予測に関する情報については、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。フロンティア・マネジメントの算定は、2020年11月9日までの上記情報を反映したものです。

なお、当該財務予測については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

ii フロンティア・マネジメントのフェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2020年11月9日付で、フロンティア・マネジメントより、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって、財務的見地から公正である旨の意見(フェアネス・オピニオン)を取得しております。フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、フロンティア・マネジメントが将来の事業見通しを含めた上記の株式交換比率の算定・分析結果に照らして、本株式交換比率が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであります。なお、フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、フロンティア・マネジメントが、関西みらいフィナンシャルグループより、両社の事業の現状、事業の見通し等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けたうえで実施した株式交換比率の算定・分析結果に加え、本取引の目的・背景に関

するヒアリング、フロンティア・マネジメントが必要と判断した事業、経済、金融市場環境の検討並びにフロンティア・マネジメントにおいてエンゲージメントチームとは独立したメンバーによる審査会における審査・レビューを経て提出されております。

(注) フロンティア・マネジメントはフェアネス・オピニオン(フロンティア)の作成に当たり、フロンティア・マネジメントが検討した公開情報及び関西みらいフィナンシャルグループ及び当社からフロンティア・マネジメントに提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としています。フロンティア・マネジメントは、独自にその正確性及び完全性についての検証は行っており、かかる義務を負うものではありません。したがって、フロンティア・マネジメントは、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する一切の責任を負いません。また、フロンティア・マネジメントは、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社並びにそれらの関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の分析及び評価を含め、独自に評価や鑑定は行っており、また、第三者機関へ評価や鑑定の依頼も行っておりません。更に、フロンティア・マネジメントは、倒産、支払停止又はそれらの類似する事項に関する適用法令の適用可能性を含め、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の信用力についての評価又は調査も行っておりません。

フロンティア・マネジメントは、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の事業計画その他将来に関する情報及び資料については、関西みらいフィナンシャルグループの経営陣により現在可能な最善な予測と判断に基づき合理的に作成又は検討されたものであり、その事業計画に従い関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の財務状況が推移することを前提としております。また、フロンティア・マネジメントは事業計画の実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析もしくは予測又はそれらの根拠となった前提条件について何ら見解を表明するものではありません。加えて、フロンティア・マネジメントは、本株式交換が日本の法人税法上適格株式交換に該当すること、その他の本株式交換に関する税務上の効果について、フロンティア・

マネジメントに提示された内容が正確であることを前提としており、フロンティア・マネジメントは、かかる税務上の効果について独自の分析又は検証を行っておらず、その義務を負うものではありません。

フロンティア・マネジメントは、法律、会計又は税務の専門機関ではなく、本株式交換に関する法律、会計又は税務の問題点の有無等を独立して分析又は検討を行うものではなく、その義務を負うものでもありません。

フロンティア・マネジメントは、本株式交換に関して、本特別委員会の財務アドバイザーを務めており、本株式交換に関する交渉の一部に関与しており、そのサービスの対価として、フェアネス・オピニオン(フロンティア)の提出に伴い手数料を受領する予定です。フェアネス・オピニオン(フロンティア)の提出にあたっては、関西みらいフィナンシャルグループとフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書に規定する免責条項及び補償条項が適用されます。

フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、本特別委員会が関西みらいフィナンシャルグループと当社との間における本株式交換比率を検討するために参考となる情報を提供することのみを目的としており、他のいかなる者に対してフェアネス・オピニオン(フロンティア)の情報を提供することを想定しておりません。フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、関西みらいフィナンシャルグループ及び当社の株価、並びに本株式交換後の当社の株価について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、本株式交換の関西みらいフィナンシャルグループにおける事業戦略上の位置付け、又は本株式交換の実施によりもたらされる便益について言及しておらず、関西みらいフィナンシャルグループによる本株式交換の実行の是非という経営上の判断について意見を述べるものではありません。また、フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、関西みらいフィナンシャルグループの株主、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、関西みらいフィナンシャルグループの株主に対して、本株式交換に関する議決権等の株主権の行使について何らの勧誘・推奨を行うものでもなく、その権限も有しておりません。したがって、フロンティア・マネジメントは、フェアネス・オピニオン(フロン

ティア)に依拠した株主の皆様及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

フェアネス・オピニオン(フロンティア)の内容は、関西みらいフィナンシャルグループとフロンティア・マネジメントとの業務委託契約書において認められている場合を除き、書面によるフロンティア・マネジメントの事前の同意なしに、要約、参照若しくは引用等の態様を問わず第三者に開示されず、又は目的外に使用されないことを前提としております。

フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、フェアネス・オピニオン(フロンティア)の日付現在における事業環境、経済、市場、金融情勢その他の状況を前提とし、また、当該日付現在でフロンティア・マネジメントが入手している情報に依拠しております。今後の経済環境の変化等により、フェアネス・オピニオン(フロンティア)の内容又はその前提となる事項が影響を受けることがあります。フロンティア・マネジメントはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。フェアネス・オピニオン(フロンティア)は、フェアネス・オピニオン(フロンティア)に明示的に記載された事項以外、又はフェアネス・オピニオン(フロンティア)の提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

(2) 交換対価として当社の普通株式を選択した理由

当社及び関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択いたしました。

当社は、本株式交換に伴い、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様に、当社株式を所有していただくことで、本完全子会社化後における当社グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた当社及び関西みらいフィナンシャルグループの更なる企業価値の向上の成果を当社の既存株主の皆様とともに享受いただくことができること、また、関西みらいグループ(関西みらいフィナンシャルグループ、親会社である当社及び連結子会社 15 社により構成されるグループをいいます。以下同じです。)各社の一部の取引先の皆様には関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有して頂いており、今後も、当社株式を所有していただくことで、関西みらいグループ各社と当該取引先の皆様との間で、相手方の企業価値の向上を享受できる関係性を維持・発展させることに繋がり、ひいては関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向

上に資するものと考えられることから、当社株式を本株式交換に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 公正性を担保するための措置

両社は、当社が2020年11月10日現在190,721,180株(所有割合(注):51.15%)の関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有する関西みらいフィナンシャルグループの親会社かつ支配株主であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(注) 所有割合とは、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループ株式の発行済株式総数(372,876,219株)に、関西みらいフィナンシャルグループが2020年6月26日に提出した第3期有価証券報告書に記載された2020年5月31日現在の新株予約権1,588個の目的となる関西みらいフィナンシャルグループ株式数(376,356株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数(390,470株)を控除した株式数(372,862,105株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

①独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立した第三者算定機関であるBofA証券を選定し、2020年11月10日付で、本株式交換比率算定書(BofA証券)を取得いたしました。本株式交換比率算定書(BofA証券)の概要については、上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」のイ「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」の(a)「BofA証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。また、当社は、2020年11月10日付で、BofA証券より、フェアネス・オピニオン(BofA証券)を取得しております。本株式交換比率算定書(BofA証券)及びフェアネス・オピニオン(BofA証券)に関する重要な前提条件等については上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」のイ「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」の(a)「BofA証券による算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

一方、関西みらいフィナンシャルグループは、当社、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主であるSMBCから独立した第三者算定機関である野村証券を選定し、2020年11月9日付で、本株式交換比率算定書(野村証券)を取得いたしました。本株式交換比率算定書(野村証券)の概要は、上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」のイ「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」の(b)「野村証券による算定の概要」をご参照ください。なお、関西みらいフィナンシャルグループは、野村証券より、本株式交換比率の公正性に関する

る意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、本特別委員会は、当社、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主である SMBC から独立した第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントを選定し、2020年11月9日付で、本株式交換比率算定書(フロンティア)及びフェアネス・オピニオン(フロンティア)を取得しております。本株式交換比率算定書(フロンティア)の概要及びフェアネス・オピニオン(フロンティア)に関する重要な前提条件等については、上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」②「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」の(c)「フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

②独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に際して、当社、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主である SMBC から独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む当社としての意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換に際して、当社、関西みらいフィナンシャルグループ及び応募合意株主である SMBC から独立したリーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む関西みらいフィナンシャルグループとしての意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

③特別委員会における独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関からの株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、フロンティア・マネジメントを、本特別委員会の独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関として指名し、フロンティア・マネジメントから、本株式交換に関する留意点等に係る助言を受けるとともに、本株式交換比率算定書(フロンティア)の提出を受け、また、当該意見書の日付現在において、上記(1)②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠」②「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」の(c)「フロンティア・マネジメントによる算定及びフェアネス・オピニオンの概要」に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本株式交換比率が、当社以外の関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様にとって財務的見地より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン(フロンティア))を取得しております。

④取引保護条項の不存在その他本取引以外の買収提案の機会を確保するための措置

当社及び関西みらいフィナンシャルグループは、本株式交換契約における合意を含め、関西みらいフィナンシャルグループが対抗的買収提案者と接触すること

を禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が関西みらいフィナンシャルグループとの間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本取引の公正性の担保に配慮しております。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社は、関西みらいフィナンシャルグループの支配株主(親会社)であり、本取引は支配株主との取引等に該当するため、関西みらいフィナンシャルグループは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。なお、関西みらいフィナンシャルグループの取締役9名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去に当社及び／又は関西みらいグループ以外の当社グループの各社の取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去に当社及び関西みらいグループ以外の当社グループの各社の従業員であったことに鑑み、利益相反防止の観点から、関西みらいフィナンシャルグループの立場において、本取引に関する協議・交渉や関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の審議及び決議には一切参加していません。

① 関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した特別委員会の設置

ア 設置等の経緯

関西みらいフィナンシャルグループは、2020年8月下旬に当社から本完全子会社化に係る初期的な提案を受け、関西みらいフィナンシャルグループの意思決定に慎重を期し、また、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において関西みらいフィナンシャルグループを当社の完全子会社とする取引を行う旨の決定をすることが関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2020年9月1日、いずれも、当社との間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、関西みらいフィナンシャルグループの社外取締役である安田隆二氏(東京女子大学理事長等)、大橋忠晴氏(元川崎重工株式会社相談役)及び西川哲也氏(株式会社ディーファ代表取締役)の3名によって構成される本特別委員会を設置し、関西みらいフィナンシャルグループを当社の完全子会社とする取引を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(1) 関西みらいフィナンシャルグループを当社の完全子会社とする取引が関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するか否か、(2) ① 関西みらいフィナンシャルグループを当社の完全子会社とする取引の条件の妥当性、及び② 関西みらいフィナンシャルグループを当社の完全子会社とする取引の手続の公正性の

検討を踏まえて、当該取引が関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様にとって不利益でないか否か(以下総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。なお、本特別委員会は、2020年11月11日提出の当社臨時報告書の(2)「本株式交換の目的」の①「本完全子会社化の背景及び目的」のイ「本完全子会社化のスキーム決定の経緯」に記載のとおり、当社が、本特別委員会が設置された後である2020年10月上旬に、本取引のスキームを、関西みらいフィナンシャルグループ株式及び本新株予約権に対する公開買付けにより金銭を対価として関西みらいフィナンシャルグループ株式の一部を取得した後、当社を株式交換完全親会社、関西みらいフィナンシャルグループを株式交換完全子会社とする株式交換により、当社株式を対価として関西みらいフィナンシャルグループを当社の完全子会社とするスキームとすることを決定したことを受け、関西みらいフィナンシャルグループが選任した法務アドバイザーである北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、関西みらいフィナンシャルグループと協議の上、本諮問事項の(2)に対する答申を行うに当たり、(i)本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているか、(ii)関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに対しいかなる意見を表明すべきか、(iii)関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないといえるか、(iv)本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の公正性は確保されているか、(v) (i)ないし(iv)の検討を踏まえて、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益でないといえるかを検討することといたしました。また、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本特別委員会を関西みらいフィナンシャルグループ取締役会から独立した合議体と位置付け、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすること、並びに本特別委員会に、(a)取引条件等について当社と交渉を行うこと、(b)本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等のアドバイザーを選任すること(この場合の費用は関西みらいフィナンシャルグループが負担します。)、又は関西みらいフィナンシャルグループの財務若しくは法務等のアドバイザーを指名し、若しくは承認(事後承認を含みます。)すること、並び

に(c)関西みらいフィナンシャルグループの役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領することの権限を付与すること等を決議しております。

本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず、固定額の報酬を支払うものとされております。

イ 検討の経緯

本特別委員会は、2020年9月1日から2020年11月9日までに、会合を合計14回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、関西みらいフィナンシャルグループが選任した財務アドバイザー兼第三者算定機関である野村證券及び法務アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、2020年10月上旬に、関西みらいフィナンシャルグループ、当社及び応募合意株主であるSMBCから独立した独自の財務アドバイザー兼第三者算定機関としてフロンティア・マネジメントを選任しております。なお、本取引に係るフロンティア・マネジメントに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。その上で、関西みらいフィナンシャルグループからは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる関西みらいフィナンシャルグループの事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、当社に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、当社から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、関西みらいフィナンシャルグループの法務アドバイザーである北浜法律事務所から本取引に係る関西みらいフィナンシャルグループ取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、当社に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、関西みらいフィナンシャルグループは、PwCアドバイザリー合同会社及びPwC税理士法人(以下、総称して「PwC」といいます。)に対して当社に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、PwCより財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、野村證券及びフロンティア・マネジメントから関西みらいフィナンシャルグループの株式価値及び株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、野村證券及びフロ

ンティア・マネジメントによる株式価値及び株式交換比率の算定の基礎となる関西みらいフィナンシャルグループの事業計画につき、関西みらいフィナンシャルグループより事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、関西みらいフィナンシャルグループが作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、野村証券、フロンティア・マネジメント及び北浜法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示したり、本特別委員会が自ら当社との直接交渉を実施したり、当社に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、当社との交渉に実質的に関与いたしました。

ウ 判断の内容

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本取引に係る決定は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものとは認められない旨の本答申書を、2020年11月9日付で、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会に対して提出しております。

(a) 答申内容

- i. 本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものである。
- ii. 本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- iii. 関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当と考えられる。
- iv. 関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって

不利益なものではないと考えられる。

- v. 本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の妥当性は確保されているものと考えられる。
- vi. iiないしvの検討を踏まえて、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益でないといえる。

(b) 答申理由

- i. 以下の点より、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと考えられる。
 - ・ 2020年11月11日提出の当社臨時報告書の(2)「本株式交換の目的」の①「本完全子会社化の背景及び目的」のア「本完全子会社化の検討開始に至る経緯」及びウ「本株式交換の条件の決定の経緯」に記載の両社が考える本取引の目的は、本特別委員会による両社それぞれとの質疑応答の結果や、本特別委員会による内容の具体化の要請等を踏まえたものとなっている。その内容は、関西みらいグループ各社と関西地域における関西みらいグループの取引先との関係性を維持・発展させることを前提としながら、本取引後における当社グループ全体での業務基盤の再構築、関西チャネルネットワークの最適化、本部機能スリム化の加速といったグループシナジーを実現するための施策及び各種事業戦略の着実な実行を通じた両社の更なる企業価値の向上を目的とするもので、本特別委員会としては本取引の目的として合理性を有するものと考えられる。
 - ・ 関西みらいフィナンシャルグループが本取引の実行により2020年11月11日提出の当社臨時報告書の(2)「本株式交換の目的」の①「本完全子会社化の背景及び目的」のウ「本株式交換の条件の決定の経緯」に記載のシナジーが実現可能であると考えることについて、不合理な点は認められない。
 - ・ 関西みらいフィナンシャルグループと当社は、昨今の金融機関を取り巻く事業環境や競争環境の変化、及び本取引後にグループ全体で取り組むべき課題と方向性に関する認識を共有しており、かかる取組みを実行するための体制について両社の認識は概ね一致しているものと認められる。本特別委員会における両社の説明等によれば、本取引後のグループ連携のあり方について、当社と関西みらいフィナンシャルグループ

の間で十分な検討・議論がなされたことが認められる。これらを踏まえると、本取引によって、関西みらいフィナンシャルグループを含む当社グループの中長期的な企業価値向上に資することができるとの関西みらいフィナンシャルグループの判断及びその意思決定過程について、不合理な点は認められない。

- ii. 以下の点より、本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされているものと考えられる。
- ・ 関西みらいフィナンシャルグループにおいて独立した本特別委員会が設置されており、有効に機能したものと認められる。
 - ・ 本特別委員会及び関西みらいフィナンシャルグループは、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められる。
 - ・ 本特別委員会及び関西みらいフィナンシャルグループは、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書及び株式交換比率算定書の取得をしているものと認められる。
 - ・ 関西みらいフィナンシャルグループにおいては、利害関係を有する取締役等を本取引の検討・交渉過程から除外し、当社から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたと認められる。
 - ・ 本取引は支配株主による完全子会社化の事案であるところ、積極的にマーケット・チェックを実施すべき例外的事情は認められないこと。
 - ・ 他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことは、本取引における手続の公正性を損なうものではないこと。
 - ・ プレスリリースを通じて、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上が図られていること。
 - ・ 関西みらいフィナンシャルグループの一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断する機会を確保するために、強圧性が生じないよう配慮されていること。

- iii. 以下の点より、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることが妥当と考えられる。
- ・ 本株式価値算定書(野村証券)及び本株式価値算定書(フロンティア)におけるDDM法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
 - ・ 本株式価値算定書(野村証券)の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付け価格は、本株式価値算定書(野村証券)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
 - ・ 本株式価値算定書(フロンティア)の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付け価格は、本株式価値算定書(フロンティア)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回るものの、DDM法による算定結果のレンジの下限を下回る価格であることが認められる。
 - ・ 本公開買付け価格である500円は、本取引の公表日の前営業日である2020年11月9日の関西みらいフィナンシャルグループ株式の終値405円に対して23.46%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して21.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値434円に対して15.21%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値417円に対して19.90%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当する。
 - ・ 本公開買付け価格は、関西みらいフィナンシャルグループ株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されているという意味において現時点での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不合理とまではいえないが、本株式価値算定書(野村証券)及び本株式価値算定書(フロンティア)のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、本公開買付け価格は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対し本公開買付けへの応募

を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。

- ・ 本公開買付価格は当社とSMBCとの交渉により両社で合意したものであり、SMBCが応募することが主たる目的とされている一方で、他の関西みらいフィナンシャルグループの一般株主には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎない。
- ・ 上記iのとおり、本公開買付けを含む本取引及びその後の施策は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと認められることから、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会は、本公開買付けに賛同することが妥当であると考えられる。もっとも、上記のとおり、本公開買付価格は、現時点での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループ株主に一定の投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、本株式価値算定書(野村証券)及び本株式価値算定書(フロンティア)のDDM法の算定結果のレンジの下限を下回る価格であることからすれば、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められない。他方、下記vのとおり、本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における株式交換比率は、本株式交換比率算定書(野村証券)及び本株式交換比率算定書(フロンティア)のDDM法の算定結果のレンジの範囲内に入っており、妥当な取引条件であるといえる。これらのことからすれば、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会としては、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが妥当であると考えられる。

- iv. 以下の点より、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の決定をすることは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般

株主にとって不利益なものではないと考えられる。

- ・ 上記iのとおり、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値向上に資するものと認められることから、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明する旨を決定することは、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- ・ 上記iiのとおり、本取引においては、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益を確保するための公正な手続が実施されている。
- ・ 上記iiiのとおり、本公開買付価格は、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対し本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないが、現時点で本公開買付価格での現金化を望む関西みらいフィナンシャルグループの一般株主に対して投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえない。
- ・ 下記vのとおり、本公開買付けが成立した後に予定されている本株式交換における取引条件の公正性は確保されている。
- ・ 関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が関西みらいフィナンシャルグループ株主に対して本公開買付けへの応募を積極的に推奨するのではなく、その根拠も開示した上で本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループ株主の判断に委ねる旨を決定することは、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

v. 以下の点より、本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の妥当性は確保されているものと考えられる。

- ・ 本株式交換比率算定書(野村証券)及び本株式交換比率算定書(フロンティア)におけるDDM法による算定の基礎とされている事業計画の作成目的、作成手続及び内容について特に不合理な点は認められない。
- ・ 本株式交換比率算定書(野村証券)の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(野村証券)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレン

ジの中央値を上回る比率であることが認められる。

- ・ 本株式交換比率算定書(フロンティア)の算定方法及び算定内容について特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本株式交換比率は、本株式交換比率算定書(フロンティア)の市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、DDM法による算定結果のレンジの中央値を上回る比率であることが認められる。

- vi. 上記iiのとおり、本取引においては公正な手続を通じた関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、上記ivのとおり、関西みらいフィナンシャルグループ取締役会が、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付価格及び本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは関西みらいフィナンシャルグループの株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは適切であり、また、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益なものではないと考えられ、上記vのとおり、本株式交換における取引条件(本株式交換における対価を含む。)の妥当性は確保されているものと考えられることからすれば、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの一般株主にとって不利益でないといえる。

② 関西みらいフィナンシャルグループにおける利害関係を有しない取締役(監査等委員である者を含む。)全員の承認

関西みらいフィナンシャルグループは、(1)当社の完全子会社になることで、当社グループと関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、経営資源等のより円滑な相互活用に加え、両社間での業務提携をより緊密に促進することが可能になると考えており、様々な戦略を迅速に実行に移すことで、関西みらいフィナンシャルグループを含む当社グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引は関西みらいフィナンシャルグループの企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。また、(2)本公開買付価格については、(i)当社と SMBC との交渉により両社で合意したものであり、SMBC が応募することが主たる目的とされている一方で、他の関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様には、本公開買付価格による現金化を希望される場合に、かかる現金化の機会を提供するものに過ぎないこと、(ii)本公開買付価格である 500 円は、本取引の公表日の前営業日である 2020 年 11 月 9 日の東京証券取引所市場第一部にお

ける関西みらいフィナンシャルグループ株式の終値である 405 円を 23.46%上回ることに照らせば、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様は投資回収機会を提供する観点では不合理とはいえないものの、関西みらいフィナンシャルグループの実施した関西みらいフィナンシャルグループの株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとは認められないこと、(iii)本公開買付けが成立した場合に実施される予定である本株式交換における本株式交換比率(関西みらいフィナンシャルグループ株式 1 株当たり当社株式 1.42 株)は、関西みらいフィナンシャルグループの実施した関西みらいフィナンシャルグループの株式価値及び本株式交換に係る株式交換比率の算定結果に照らし妥当なものであり、本効力発生日まで引き続き関西みらいフィナンシャルグループ株式を所有し、本株式交換後においては当社の株主となつていただくことで、関西みらいフィナンシャルグループの一般株主の皆様は今後の当社の成長を享受いただけると考えられることを踏まえ、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様は判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。更に、(3)本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格が 1 円とされていることから、当該価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権者の皆様に対しては本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。そして、関西みらいフィナンシャルグループは、2020 年 11 月 10 日開催の関西みらいフィナンシャルグループ取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに本公開買付け価格及び本新株予約権の買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

本取引に関する議案を決議した 2020 年 11 月 10 日開催の関西みらいフィナンシャルグループ取締役会においては、関西みらいフィナンシャルグループの取締役 9 名のうち、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、及び奥田務氏は、過去に当社及び／又は関西みらいグループ以外の当社グループの取締役を務めていたこと、桶谷重雄氏は過去に当社及び関西みらいグループ以外の当社グループの職員であったことに鑑み、利益相反を回避する観点から、(i)菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏を除く他の 4 名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii)取締役会の定足数を確保する観点から、2014 年までに当社の社外取締役を務めていたのみであり、上記 5 名の中で最も利害関係が小さいと考えられる奥田務氏を加えた 5 名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、利益相反を回避する観点から、菅哲哉氏、西山和宏氏、磯野薫氏、奥田務氏、及び桶谷重雄氏は、関西みらいフィナンシャルグループの立場で本取引に

係る協議及び交渉に参加しておらず、また、関西みらいフィナンシャルグループの立場で本取引に係る検討に参加しておりません。

③ 関西みらいフィナンシャルグループにおける独立した検討体制の構築

関西みらいフィナンシャルグループは、当社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を関西みらいフィナンシャルグループの社内に構築いたしました。具体的には、関西みらいフィナンシャルグループは、2020年8月下旬に、当社から本完全子会社化に係る初期的な提案を受けた時点後速やかに、関西みらいフィナンシャルグループの企画部門、財務部門の、当社グループ各社と直接の関係を有しない役職員を中心とした11名から成る検討チームを立ち上げ、それ以降、当該検討チームが、本特別委員会とともに、関西みらいフィナンシャルグループと当社との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び関西みらいフィナンシャルグループ株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程に専属的に関与しております。また、関西みらいフィナンシャルグループは、関西みらいフィナンシャルグループと当社との間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び関西みらいフィナンシャルグループ株式の価値評価の基礎となる事業見通しの作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に関西みらいフィナンシャルグループ以外の当社グループ各社の役職員を兼任する関西みらいフィナンシャルグループの役職員のみならず、直近まで関西みらいフィナンシャルグループ以外の当社グループ各社の役職員であった関西みらいフィナンシャルグループの役職員も関与させておりません。

関西みらいフィナンシャルグループに構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する関西みらいフィナンシャルグループの役職員の範囲及びその職務を含みます。)は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

(5) 本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め相当性に関する事項

本株式交換に際して、当社の増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金の額： 0円

資本準備金の額： 会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める金額

利益準備金の額： 0円

上記の資本金及び準備金の額は、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本政策にも合致するものであることから、相当であると判断しております。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

関西みらいフィナンシャルグループの発行している各本新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションであることを踏まえ、当社は、本株式交換に際して、各本新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じた調整した当社の新株予約権を、基準時における本新株予約権者に対し、その所有する関西みらいフィナンシャルグループの各本新株予約権1個につき当社の新株予約権1個の割合をもって割当交付する予定です。

かかる取扱いは、当社の株主及び当該新株予約権者の利益を等しく保護する観点から、当該新株予約権者に実質的に同内容かつ同数の当社の新株予約権を交付するものであり、相当であると考えております。

なお、各新株予約権の内容については、別添1「株式交換契約書」の各別紙をご参照ください。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれ

関西みらいフィナンシャルグループ子会社の株式会社みなと銀行の取引先である株式会社ホワイト・ベアーファミリーが、2020年6月30日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、株式会社みなと銀行の株式会社ホワイト・ベアーファミリーに対する貸出金1,237百万円(連結純資産に対する割合:0.27%。2020年6月30日現在)について取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

関西みらいフィナンシャルグループは、上記債権のうち、担保等により保全されていない部分(800百万円)については、2021年3月期第1四半期において全額引当処理を行いました。

なお、関西みらいフィナンシャルグループが2020年5月12日に公表いたしました2021年3月期の業績目標に変更はありません。

② 本株式交換契約の締結

関西みらいフィナンシャルグループは、2020年11月10日開催の関西みらいフィナンシャルグループの取締役会において、本株式交換を実施すること等により、本完全子会社化を行うこと及び本取引を実施することを決議し、同日、当社

との間で本株式交換契約を締結いたしました。

③本公開買付けに対する意見表明

関西みらいフィナンシャルグループは、2020年11月10日開催の関西みらいフィナンシャルグループの取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、並びに、本公開買付けにおける関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりの買付価格(500円)及び本新株予約権の買付価格(1円)の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、関西みらいフィナンシャルグループの株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

④自己株式の消却

関西みらいフィナンシャルグループは、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含みます。)までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(会社法第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の消却

当社は、2020年6月30日、当社の所有する当社株式21,706,600株(消却前の発行済普通株式総数に対する割合0.93%)を消却いたしました。

(2) 本株式交換契約の締結

当社は、2020年11月10日開催の当社取締役会において、本株式交換を実施すること等により、本完全子会社化を行うこと及び本取引を実施することを決議し、2020年11月10日、関西みらいフィナンシャルグループとの間で本株式交換契約を締結いたしました。

(3) 本公開買付け

当社は、2020年11月10日開催の当社取締役会において、本取引の一環として、関西みらいフィナンシャルグループ株式及び本新株予約権を本公開買付けにより取得することを決議し、2020年11月11日から2020年12月9日までを公開買付期間とする本公開買付けを行いました。

なお、本公開買付けは、当社の1株当たり利益(EPS)希薄化抑制の観点から、本株式交換に先立ち、関西みらいフィナンシャルグループ株式の少なくとも一部を現金

で取得することを目的として実施したものであり、本公開買付けに係る関西みらいフィナンシャルグループ株式1株当たりの買付価格についてはSMBCとの協議により500円と決定いたしました。

本公開買付けの結果、当社は、本公開買付けの決済の開始日である2020年12月16日をもって、関西みらいフィナンシャルグループ株式225,162,649株(議決権所有割合(注):60.39%)を所有することとなります。

(注) 議決権所有割合とは、本公開買付けの結果、当社が所有することとなる、関西みらいフィナンシャルグループ株式の数及び本新株予約権の目的となる株式の数の合計数に係る議決権数(2,251,626個)を分子とし、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在の関西みらいフィナンシャルグループ株式の発行済株式総数(372,876,219株)に、本有価証券報告書に記載された2020年5月31日現在の本新株予約権(1,588個)の目的となる対象者株式数(376,356株)を加算し、本第2四半期決算短信に記載された2020年9月30日現在関西みらいフィナンシャルグループが所有する自己株式数(390,470株)を控除した株式数(372,862,105株)に係る議決権数(3,728,621個)を分母として計算した割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

(4) 自己株式の取得

当社は、本取引に伴う潜在的なEPSの希薄化が生じる場合には、当該希薄化に対応するため、本取引後速やかに、自己株式取得を市場買付けにより実施することを予定しております。

以上

株式交換契約書

別添 1

株式交換契約書

2020年11月10日

株式会社りそなホールディングス

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

株式交換契約書

株式会社りそなホールディングス（住所：東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号、以下「甲」という。）及び株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（住所：大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第 1 条 乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第 2 条 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（甲を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、本株式交換が効力を生ずる直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主が所有する乙の普通株式数の合計に、1.42 を乗じた数（ただし、1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、前項の甲の普通株式を、基準時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1.42 株の割合をもって割り当てる。

3 前項に従って乙の株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従ってこれを処理する。

（新株予約権の取扱い）

第 3 条 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①乃至⑥の第 1 欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の各新株予約権に代わり、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の各新株予約権の新株予約権者が所有する当該新株予約権の総数と同数の、第 2 欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

第 1 欄		第 2 欄	
名 称	内 容	名 称	内 容
① 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第 1 回新株予約権	別紙 1 記載	株式会社りそなホールディングス 第 1 回新株予約権	別紙 2 記載
② 株式会社関西みらいフィ	別紙 3 記載	株式会社りそなホール	別紙 4 記載

	ナンシャルグループ 第2回新株予約権		ディングス 第2回新株予約権	
③	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙5記載	株式会社りそなホール ディングス 第3回新株予約権	別紙6記載
④	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙7記載	株式会社りそなホール ディングス 第4回新株予約権	別紙8記載
⑤	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙9記載	株式会社りそなホール ディングス 第5回新株予約権	別紙10記載
⑥	株式会社関西みらいフィ ナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙11記載	株式会社りそなホール ディングス 第6回新株予約権	別紙12記載

2 甲は、本株式交換に際して、前項の表①乃至⑥の第2欄に掲げる甲の各新株予約権を、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された前項の表①乃至⑥の第1欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の各新株予約権1個につき、第2欄に掲げる甲の各新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

(株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額)

第4条 本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金の額

0円

(株式交換の効力発生)

第5条 本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の合意によりこれを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 乙は、2020年12月25日又は甲及び乙が別途合意する日を議決権基準日とし、2021年2月19日又は甲及び乙が別途合意する日を開催日として乙の臨時株主総会（以下

「本乙臨時株主総会」という。)を招集し、本契約の承認、本契約第10条に定める定款変更並びに甲及び乙が別途合意する事項に関する決議を求めるものとする。ただし、必要に応じて甲及び乙の合意によりこの開催日を変更することができる。

- 2 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。ただし、同条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までに、本契約につき株主総会(以下「本甲臨時株主総会」という。)の承認を求めるものとする。

(会社の財産の管理)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日(本契約締結日を含む。)から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、2020年11月10日付「株式会社りそなホールディングスによる株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社化に向けた株式交換契約の締結(簡易株式交換)等に関するお知らせ」及び「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ株券等(証券コード7321)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(総称して、以下「本プレスリリース」という。)にて公表された本株式交換、公開買付け(以下「本公開買付け」という。)その他の各取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

(剰余金の配当及び自己株式の取得の制限)

- 第8条 甲は、2021年3月31日を基準日として、総額242億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとする。
- 2 乙は、2021年3月31日を基準日として、総額38億円を上限とする金銭による剰余金の配当を行うことができるものとし、甲は必要な議決権行使を行うものとする。
 - 3 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日(本契約締結日を含む。)から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日(本契約締結日を含む。)から本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得(ただし、会社法第192条第1項に定める単元未満株式の買取請求に応じて行う自己株式の取得及び会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて行う自己株式の取得を除く。)を行わないものとする。

(自己株式の処理)

第9条 乙は、本効力発生日の前日(本効力発生日の前日を含む。)までに開催される取

締役会の決議により、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において保有する自己株式（会社法第 785 条第 1 項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

（定款変更）

第 10 条 乙は、本乙臨時株主総会において、定時株主総会の基準日に関する定款規定を、本契約が効力を失っていないことを条件として、2021 年 3 月 30 日又は甲及び乙が別途合意する日をもって削除する旨の定款変更に関する決議を求めるものとする。

（乙の株主に対する議決権の付与）

第 11 条 甲は、本効力発生日までに、本株式交換に際して甲の普通株式の割当交付を受ける乙の株主に対し、会社法第 124 条第 4 項に基づき、第 10 条の定款変更が効力を生じること、及び、本株式交換が効力を生じることとを条件として、甲の 2021 年 6 月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行うものとする。

（表明及び保証等）

第 12 条 甲は、乙に対し、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて（ただし、個別に時点が特定されている事項については、当該時点において）、別紙 13 に記載の内容の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。また、乙は、甲に対し、本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までにおいて、別紙 14 に記載の内容の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

2 甲及び乙は、前項に定める自らの表明保証が真実かつ正確でなかったことに起因又は関連して、本契約の相手方当事者に損害、損失又は費用が生じた場合には、かかる損害等を補償する義務を負うものとする。

（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

第 13 条 本契約締結日（本契約締結日を含む。）から本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までの間において、甲又は乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本株式交換の実行又は本株式交換の条件に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲若しくは乙は、両当事者が協議の上、本契約を解除し、又は、甲及び乙は、両当事者が協議し合意の上、本株式交換に関する条件を変更することができる。

(本契約の効力)

第 14 条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本甲臨時株主総会若しくは本乙臨時株主総会において本契約の承認が得られなかった場合（本甲臨時株主総会については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本甲臨時株主総会及び本乙臨時株主総会に上程された甲若しくは乙の提案に係る議案の全部若しくは一部の承認が得られなかった場合（甲については、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本公開買付けが本プレスリリース記載の要領にて成立しかつその決済及び振替の記載若しくは記録が全て完了していない場合、又は、本効力発生日の前日（本効力発生日の前日を含む。）までに本株式交換に係る国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、その効力を失う。

(契約の変更)

第 15 条 本契約は、甲及び乙の本契約の書面による改訂又は甲及び乙が別途合意する方法によらなければこれを変更することができない。

(協議事項)

第 16 条 本契約に定めのない事項その他本株式交換に必要な事項は、甲及び乙が協議し合意の上定める。

(本頁以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 11 月 10 日

甲： 東京都江東区木場一丁目 5 番 65 号
株式会社りそなホールディングス
取締役兼代表執行役社長 南 昌宏



乙： 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉



別紙1 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は237株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を選定しないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月1日から平成54年7月20日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項
以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 53 年 7 月 20 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 53 年 7 月 21 日から平成 54 年 7 月 20 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙2 株式会社りそなホールディングス第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は336株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2042年7月20日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の (ア) または (イ) に定める場合（ただし、(イ) については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2041 年 7 月 20 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2041 年 7 月 21 日から 2042 年 7 月 20 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙3 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は237株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を選定しないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月1日から平成55年7月19日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
- 以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 54 年 7 月 19 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 54 年 7 月 20 日から平成 55 年 7 月 19 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 4 株式会社りそなホールディングス第 2 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2043 年 7 月 19 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の (ア) または (イ) に定める場合（ただし、(イ) については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2042 年 7 月 19 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2042 年 7 月 20 日から 2043 年 7 月 19 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 5 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 3 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 3 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を選定しないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 56 年 7 月 18 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項
以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 55 年 7 月 18 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 55 年 7 月 19 日から平成 56 年 7 月 18 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙6 株式会社りそなホールディングス第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は336株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021年4月1日から2044年7月18日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の (ア) または (イ) に定める場合（ただし、(イ) については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2043 年 7 月 18 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2043 年 7 月 19 日から 2044 年 7 月 18 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙7 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は237株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を選定しないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月1日から平成57年7月17日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
- 以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 56 年 7 月 17 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 56 年 7 月 18 日から平成 57 年 7 月 17 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 8 株式会社りそなホールディングス第 4 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2045 年 7 月 17 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2044 年 7 月 17 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2044 年 7 月 18 日から 2045 年 7 月 17 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙9 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は237株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を選定しないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月1日から平成58年7月21日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
- 以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 57 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 57 年 7 月 22 日から平成 58 年 7 月 21 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 10 株式会社りそなホールディングス第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2046 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2045 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2045 年 7 月 22 日から 2046 年 7 月 21 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 11 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 6 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社関西みらいフィナンシャルグループ第 6 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 237 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を選定しないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 59 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項
以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に

つき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が平成 58 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成 58 年 7 月 22 日から平成 59 年 7 月 21 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 30 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 12 株式会社りそなホールディングス第 6 回新株予約権

1. 新株予約権の名称 株式会社りそなホールディングス第 6 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 336 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

2021 年 4 月 1 日から 2047 年 7 月 21 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から上記 (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) または (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対

象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記 7. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記 10. に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記 4. の期間内において、株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 4. の期間内において、以下の (ア) または (イ) に定める場合（ただし、(イ) については、上記 8. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - (ア) 新株予約権者が 2046 年 7 月 21 日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
2046 年 7 月 22 日から 2047 年 7 月 21 日
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
- (3) 上記 (1) 及び (2) アは、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

2021 年 4 月 1 日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記 (1) の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

以 上

別紙 13 甲の表明保証の内容

(1) (設立及び存続)

甲は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権限及び権能を有していること。甲による本契約の締結及びその義務の履行は、その目的の範囲内の行為であり、甲は、本契約の締結及びその義務の履行に関し、法令等（国内外の法令及び規則（地方公共団体の条例等を含む。））、並びに関係当局等の判断等を意味する。なお、「関係当局等」とは、国内外の裁判所、監督官庁その他の司法・行政機関（公正取引委員会その他の競争法に関する規制機関、その他の規制機関又は監督機関を含む。）又は金融商品取引所を意味し、「関係当局等の判断等」とは、関係当局等の判決（裁判上の和解その他判決と同一の効果を有するものを含む。）、決定、命令、審決、通達、指導及び要請その他の判断、並びに関係当局等の規則及び規制を意味する。以下同じ。）、甲の定款その他の社内規程において必要とされる手続を全て適法かつ有効に履践していること。

(3) (執行可能性)

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、乙により適法かつ有効に締結された場合には、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、法令等によりその履行の強制が制限される場合を除き、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

甲による本契約の締結及びその義務の履行は、(i) 甲に適用ある法令等に違反するものではなく、(ii) 甲の定款その他の社内規程に違反するものではなく、(iii) 甲が事業を行う上で必要とされる許認可等（関係当局等への報告、届出、登録、許可、認可、承認、免許、同意、免除その他これらに類する行為又は手続をいう。以下同じ。）に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等)

甲の 2019 年 3 月期及び 2020 年 3 月期の連結財務諸表及び財務諸表（以下「甲財務諸表等」という。）は、日本で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたものであり、それぞれ、関連する事業年度に係る財政状態並びに経営成績及びキャッシュフローの状況を重要な点において公正に表示したものである。甲及びそ

の子会社には、本契約締結日において、甲財務諸表等に記載又は反映されているもの、2020年4月1日以降に甲及びその子会社の通常の業務過程で発生したものを除き、何ら重要な債務、義務、負債その他の責任（確定か偶発かを問わず、その発生原因を問わない。）は存在しないこと。2020年4月1日以降本契約締結日までの間に、甲の知る限り、甲の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由は発生していないこと。

(6) (反社会的勢力)

甲及びその子会社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力手段等、その他これらに準ずる者（これらを総称して、以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）ではないこと。甲及びその子会社の知る限り、甲及びその子会社と反社会的勢力との間には、現在、直接、何らの資本・資金・取引上の関係もなく、金銭の支払、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。甲及びその子会社において、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と意図して交流を持っている者が役員に選任されておらず、また、従業員等として雇用されている事実がなく、今後もその予定がないこと。

(7) (情報開示)

甲が、本株式交換に関連して乙及びその外部専門家に開示した情報は、甲の知る限り、重要な点において真実かつ正確であり、かつ、関係当局等により開示が制限されている事項を除き、甲に関する重要な事項について誤解を生じさせないために必要な事実は欠けていないこと。

別紙 14 乙の表明保証の内容

(1) (設立及び存続)

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及びその義務の履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及びその義務の履行に関し、法令等、乙の定款その他の社内規程において必要とされる手続を全て適法かつ有効に履践していること。

(3) (執行可能性)

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、法令等によりその履行の強制が制限される場合を除き、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

乙による本契約の締結及びその義務の履行は、(i)乙に適用ある法令等に違反するものではなく、(ii)乙の定款その他の社内規程に違反するものではなく、(iii)乙が事業を行う上で必要とされる許認可等に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等)

乙の2019年3月期及び2020年3月期の連結財務諸表及び財務諸表（以下「乙財務諸表等」という。）は、日本で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されたものであり、それぞれ、関連する事業年度に係る財政状態並びに経営成績及びキャッシュフローの状況を重要な点において公正に表示したものである。乙及びその子会社には、本契約締結日において、乙財務諸表等に記載又は反映されているもの、2020年4月1日以降に乙及びその子会社の通常の業務過程で発生したものを除き、何ら重要な債務、義務、負債その他の責任（確定か偶発かを問わず、その発生原因を問わない。）は存在しないこと。2020年4月1日以降本契約締結日までの間に、乙の知る限り、乙の財政状態、経営成績若しくはキャッシュフロー又はそれらの見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実又は事由は発生していないこと。

(6) (反社会的勢力)

乙及びその子会社は、反社会的勢力ではないこと。乙及びその子会社の知る限り、乙及びその子会社と反社会的勢力との間には、現在、直接、何らの資本・資金・取引上の関係もなく、金銭の支払、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。乙及びその子会社において、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と意図して交流を持っている者が役員に選任されておらず、また、従業員等として雇用されている事実がなく、今後もその予定がないこと。

(7) (情報開示)

乙が、本株式交換に関連して甲及びその外部専門家に開示した情報は、乙の知る限り、重要な点において真実かつ正確であり、かつ、関係当局等により開示が制限されている事項を除き、乙に関する重要な事項について誤解を生じさせないために必要な事実は欠けていないこと。

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

計算書類

第3期末 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,434	流動負債	348
現金及び預金	8,478	未払費用	93
前払費用	4	未払法人税等	11
未収還付法人税	1,951	未払消費税等	33
固定資産	366,502	賞与引当金	186
無形固定資産	28	その他	24
商標権	8	固定負債	28,113
ソフトウェア	19	関係会社長期借入金	28,113
投資その他の資産	366,473	負債合計	28,462
関係会社株式	366,473	純資産の部	
		株主資本	348,177
		資本金	29,589
		資本剰余金	309,345
		資本準備金	280,108
		その他資本剰余金	29,237
		利益剰余金	9,592
		その他利益剰余金	9,592
		繰越利益剰余金	9,592
		自己株式	△349
		新株予約権	297
		純資産合計	348,475
資産合計	376,937	負債・純資産合計	376,937

第3期 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	11,695
関係会社受取配当金	9,559
関係会社受入手数料	2,136
営業費用	2,130
借入金利息	118
販売費及び一般管理費	2,012
営業利益	9,564
営業外収益	0
営業外費用	67
経常利益	9,497
税引前当期純利益	9,497
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等合計	5
当期純利益	9,492

第3期 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	29,589	280,108	29,242	309,351
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額				
当期変動額合計	—	—	△5	△5
当期末残高	29,589	280,108	29,237	309,345

	株主資本				
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金				
当期首残高	9,411	△366	347,985	309	348,295
当期変動額					
剰余金の配当	△9,311		△9,311		△9,311
当期純利益	9,492		9,492		9,492
自己株式の取得		△1	△1		△1
自己株式の処分		18	12		12
株主資本以外の項目の 当期変動額				△12	△12
当期変動額合計	180	16	191	△12	179
当期末残高	9,592	△349	348,177	297	348,475

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
4. 引当金の計上基準
賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

<貸借対照表に関する注記>

関係会社に対する短期金銭債権	7,836百万円
関係会社に対する短期金銭債務	0百万円
関係会社に対する長期金銭債務	28,113百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高
営業収益 11,695百万円
営業費用 164百万円
2. 営業外費用には、経営統合関係費用67百万円が含まれております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	414	2	20	396	(注)

(注) 株式数の増加は、単元未満株式の買取2千株であります。株式数の減少は、新株予約権（ストック・オプション）の行使20千株及び単元未満株式の処分0千株であります。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 21百万円

その他 61百万円

繰延税金資産小計 83百万円

評価性引当額 △83百万円

繰延税金資産合計 一百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 関西みらい銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	手数料の受取	1,482	—	—
				資金の借入	—	関係会社 長期借入金	14,413
				資金の借入	99	関係会社 短期借入金	—
				借入金利息	60	未払費用	0
				普通預金の預入	827	現金及び 預金	7,836
				配当金の受取	31,062	—	—
子会社	株式会社 みなと銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 金銭貸借関係 役員の兼任	手数料の受取	654	—	—
				資金の借入	—	関係会社 長期借入金	13,700
				借入金利息	57	未払費用	0
				増資の引受	25,000	—	—
				配当金の受取	3,529	—	—

- (注) 1. 手数料は経営指導料であり、持株会社の運営に係る費用等の諸条件を勘案し、協議のうえ締結した契約書に基づき決定しております。
2. 借入金は無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
3. 資金の借入の取引金額のうち、当座貸越については、当事業年度中の平均残高を記載しております。
4. 普通預金の預入の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。
5. 増資の引受は、株式会社みなと銀行の行った株主割当増資を引き受けたものです。

<1株当たり情報に関する注記>

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産 | 934円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 25円48銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 25円45銭 |

<企業結合等関係>

連結注記表に記載の通りであります。

第3期 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を営んでおります。

ロ 金融経済環境

当連結会計年度の日本経済は、海外経済の減速や米中貿易摩擦の影響もあり外需の弱さが続くなか、下半期にかけては台風災害や消費増税の影響で内需も弱含みとなりました。年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出自粛の動きによる消費の低迷が日本経済の更なる下押し要因となりました。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は0%台の推移が続きました。

当社の主要営業地盤である関西においては、地域経済におけるインバウンド需要の貢献が他地域よりも大きいことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内消費支出の急減や、企業の生産活動の停滞などにより経済活動の落ち込みが懸念される状況となりました。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期が決まったことで、関西で期待されていた400～500億円の経済効果も1年先送りとなりました。

海外経済は、中国経済の減速や世界的に製造業が弱含む中で、年後半にかけて弱さがみられました。米中貿易摩擦が緩和すると持ち直しに転じましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中で、各国で都市封鎖等の措置が講じられ、経済環境は急速に悪化しました。米国では雇用調整が急速に進むとともに失業率が上昇し、また欧州でも景況感の悪化が鮮明となりました。

金融市場では、米中通商協議の合意や世界経済持ち直しへの期待が広がるとリスク選好の動きが強まりましたが、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となり、年度末にかけて、リスク回避の動きとともに市場のボラティリティが急速に高まりました。株式市場では、日経平均株価が12月に一時24,000円台を回復し、米国株は連日の史上最高値更新が続きNYダウが30,000ドルに迫りましたが、年度末にかけては大幅に下落し、一時は日経平均が16,000円台、NYダウが18,000ドル台をつける場面もありました。米国長期金利は、FRB（米連邦準備制度理事会）が2008年以來の利下げに踏み切る中で低下基調を辿り、年度末にかけて利下げの思惑が一段と高まると、一時0.3%台まで金利低下が進みました。FRBは年度で計2.25%の利下げを実施し、実質的なゼロ金利政策に踏み切りました。日本長期金利は、追加金融緩和の思惑から8月には△0.3%に迫りましたが、緩和観測後退とともに金利は上昇し、年度

末には米金利に連れて上下したものの0%近辺での動きとなりました。ドル円は総じて狭いレンジ内の推移が続いたものの、年度末にかけてはボラティリティが急速に高まり101~112円台で乱高下しました。

Ⅷ 企業集団の事業の経過及び成果

当グループは、2019年4月1日に、株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行が合併し、株式会社関西みらい銀行（以下、「関西みらい銀行」）として新たにスタートし、同年10月15日には、事務・システム統合を完了いたしました。これにより、関西みらい銀行のすべての店舗・ATMなどで共通の商品・サービスをご利用いただけることに加えて、りそなグループの店舗ネットワークをご利用いただけるようになるなど、より利便性の高い商品・サービスをご提供することが可能となりました。

また、2020年3月には地域金融機関の使命である安定的な金融仲介機能の更なる発揮を目的に、株式会社みなと銀行（以下、「みなと銀行」）が行う株主割当増資250億円を全額引受け、当該銀行の自己資本の一層の充実を図りました。

2018年度に策定した「第1次中期経営計画～Create the “Future”」の2年目にあたる当期においては、前年度に引き続き「経営統合による強固なグループ銀行連携体制の構築」、「地域金融機関としての“Face to Face”の機能強化による地域貢献」、「事務システム統合の万全実施」を中心に取組んでまいりました。

その中でも、地域貢献やお客さまの課題解決のために、兵庫県神戸市及び滋賀県大津市にグループの新たな連携拠点となるビジネスプラザを設置し、「ビジネスマッチング」「創業・ベンチャー支援」「人材ソリューション」の分野で、お客さまへの最適なソリューション提供に努めました。

また、金融サービスの提供を通じた活力あふれる地域社会の実現に向け、「2030年SDGs達成に向けたコミットメント（関西みらいSustainability Challenge 2030）」を制定し、本業を通じて地域経済の活性化に努めながら、お客さまとともに地域のSDGsの輪を拡げることで、環境・社会課題の解決と持続的成長の両立に資する業務運営に取り組んでおります。

（当連結会計年度の業績）

当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

連結業務粗利益は、前期比55億円減少し1,428億円となりました。資金利益は、貸出金利回りの低下を主因として同35億円減少し1,092億円となりました。役務取引等利益は、不安定な市場環境において金融商品関係収益が減少したこと等により同30億円減少し282億円となりました。その他業務利益は前期に行った外国債券の含み損処理がなくなったこと等により、当期の債券関係損益が改善したこと等に伴い、同10億円増加し54億円となりました。

経費（銀行臨時処理分等を除く）は前期比28億円改善し、1,136億円となりました。

以上の結果、実質業務純益は、前期比27億円減少し292億円となりました。

与信費用は、評価方法の一部見直しによる費用の積み増しを行ったこと等により、前期比11億円増加し62億円となりました。株式等関係損益は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う金融市場の混乱を主因として有価証券ポートフォリオの健全化、及び保有有価証券の減損処理を行ったこと等により同40億円減少し40億円の損失となりました。また、4月に合併により関西みらい銀行が発足したこと、及び10月に事務・システム統合を行ったことにより統合費用が増加しました。

以上の結果、経常利益は前期比81億円減少し、85億円となりました。

そのほか、関西みらい銀行において合併後のチャネル改革の更なる促進を決定したことから、固定資産の減損処理を行いました。

これらの結果を踏まえ、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比644億円減少し、39億円となりました。前年度に計上した「負ののれん発生益」を除く同当期純利益では、前期比78億円の減少となります。

連結総資産は、前期末比4,049億円減少し、11兆2,251億円となりました。

資産の部は、有価証券は前期末比1,584億円減少し、8,668億円となりました。貸出金は同65億円減少し、9兆858億円となりました。

負債の部は、預金は前期末比3,087億円減少し、10兆3,770億円となりました。譲渡性預金は同738億円減少し、1,331億円となりました。

純資産の部は前期末比181億円減少し、4,553億円となりました。株主資本合計は同53億円減少し、4,668億円となりました。

グループ銀行の業績（関西みらい銀行、みなと銀行合算）は以下のとおりとなりました。

業務粗利益は資金利益の減少、及び役務取引等利益の減少等により前期比39億円減少し1,355億円となりました。経費（銀行臨時処理分等を除く）は同21億円改善し、1,098億円となりました。以上の結果実質業務純益は同17億円減少し、257億円となりました。

当期純利益は、関西みらい銀行において固定資産の減損処理を行ったこと等により前期比47億円減少し、83億円となりました。

■ 対処すべき課題

人口減少や少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展がもたらす産業構造の変化、地方から都市部への地域金融機関の進出や日本銀行のマイナス金利政策継続による低金利環境の長期化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は引続き厳しい状況が予想されます。

加えて、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な影響が顕著になっており、銀行の社会的使命を果たすべく、業務継続計画とその担い手である従業員の安全配慮との両立が喫緊の課題となっております。

また、AIやFinTechなどテクノロジーの進展を背景とした新たな金融サービスの創出気運が高まるなど、金融ビジネスに大きなインパクトを与える構造変化も加速しており、金融機関にとって、持続的な成長を実現するための新たなビジネスモデルを構築することが課題となっております。

このような経営環境の中で、当グループの経営理念である、「関西の未来とともに歩む金融グループとして、『お客さまとともに成長します』、『地域の豊かな未来を創造します』、『変革に挑戦し進化し続けます』」の実現を通じて、関西地域・社会への貢献を実現していくことが使命であると認識しております。

この経営理念のもと、当グループは、グループ銀行及びりそなグループの強み、広域ネットワークを活かした付加価値の高い金融サービス・コンサルティングの提供により、多様化するお客さまのニーズや課題解決に向けた取組みを強化しております。

さらにりそなグループのオペレーション改革のノウハウを活用した生産性の向上を図ることにより、新たなリテール金融サービスモデルを構築し、お客さまから「なくてはならない」と思っただけの銀行グループとして、地域社会に貢献し、地域とともに発展するグループを目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

1 企業集団の財産及び損益の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	(億円)	—	141	1,928	1,897
経常利益	(億円)	—	21	166	85
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	—	720	684	39
包括利益	(億円)	—	727	662	△88
純資産額	(億円)	—	1,319	4,735	4,553
総資産	(億円)	—	35,384	116,301	112,251

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2017年11月14日設立のため、2016年度の状況については記載しておりません。

3. 当社は、2017年12月7日に株式会社近畿大阪銀行の株式の全部を譲受いたしました。これにより、2017年度の連結業績は、当社の2017年度（2017年11月14日～2018年3月31日）の業績と、株式会社近畿大阪銀行の2018年1月1日～2018年3月31日までの業績を連結したものととなります。

4. 2018年4月1日に、当社と株式会社関西アーバン銀行及び株式会社みなと銀行それぞれとの株式交換を実施したことにより、両行が完全子会社となったことから、両行及びその連結子会社について、2018年度から連結の範囲に含めております。

2 当社の財産及び損益の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	(億円)	—	1	118	116
受取配当額	(億円)	—	—	95	95
銀行業を営む子会社	(億円)	—	—	95	95
その他の子会社	(億円)	—	—	—	—
当期純利益	(百万円)	—	△139	9,550	9,492
1株当たり当期純利益	(円)	—	△2.66	25.63	25.48
総資産	(億円)	—	864	3,768	3,769
銀行業を営む子会社株式等	(億円)	—	860	3,665	3,664
その他の子会社株式等	(億円)	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2017年11月14日設立のため、2016年度の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人数

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	6,412人	70人	211人	6,970人	77人	279人

(注) 就業者数を記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	509人	549人
平均年齢	47年 4月	46年 3月
平均勤続年数	21年 3月	22年 2月
平均給与月額	528 千円	534 千円

- (注) 1. 当社使用人は、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行等からの出向者です。
2. 平均勤続年数は、株式会社関西みらい銀行、株式会社みなと銀行等からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

1 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

株式会社関西みらい銀行

営業所数の推移	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
大阪府	182	(27)	182	(27)
滋賀県	52	(2)	52	(2)
兵庫県	17	(4)	17	(4)
京都府	11	(2)	12	(3)
奈良県	5	(1)	5	(1)
和歌山県	2	(-)	2	(-)
愛知県	2	(-)	2	(-)
東京都	1	(-)	1	(-)
合計	272	(36)	273	(37)

(注) 1.前年度末の営業所数については、株式会社関西アーバン銀行と、株式会社近畿大阪銀行を合算して記載しております。
2.当年度末において、上記のほか店舗外現金自動設備を79か所（前年度末81か所）設置しております。

株式会社みなと銀行

営業所数の推移	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
兵庫県	101	(1)	101	(1)
大阪府	4	(1)	4	(1)
東京都	1	(-)	1	(-)
合計	106	(2)	106	(2)

(注) 1.当年度末において、上記のほか店舗外現金自動設備を77か所（前年度末77か所）設置しております。
2.上記のほか、駐在員事務所を1か所設置しております。

関西みらい保証株式会社

(本社：大阪市)

関西総合信用株式会社

(本社：大阪市)

びわこ信用保証株式会社

(本社：大津市)

幸福カード株式会社

(本社：大阪市)

みなと保証株式会社

(本社：神戸市)

② リース業

関西みらいリース株式会社 (本社：大阪市、京滋営業本部他)
みなとリース株式会社 (本社：神戸市)

③ その他事業

株式会社びわこビジネスサービス (本社：大津市)
みなとビジネスサービス株式会社 (本社：神戸市)
みなとアセットリサーチ株式会社 (本社：神戸市)
株式会社みなとカード (本社：神戸市)
みなとシステム株式会社 (本社：神戸市)
みなとキャピタル株式会社 (本社：神戸市)

□ 当社の事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
本社	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2017年11月14日

(5) 企業集団の設備投資の状況

1 設備投資の総額

	銀行業	リース業	その他事業	合計
設備投資の総額	4,452	222	8	4,683

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

	内容	金額
		(百万円)
銀行業	店舗の新築・建替等 (関西みらい銀行北野支店他)	745
	本部施設等の改修 (関西みらい銀行心斎橋本社ビル)	499
	ソフトウェアの導入・更改	453
	ATM更改	219
	ソフトウェアの除却	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

1 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	親会社が有する 当社の議決権比率 (%)	その他
株式会社 りそなホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	銀行持株会社	2001年 12月12日	50,472	51.29	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当社が有する子会 社等の議決権比率 (%)	その他
株式会社 関西みらい銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	銀行業務	1950年 11月24日	38,971	100.00	—
株式会社 みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	銀行業務	1949年 9月6日	39,984	100.00	—
関西みらい リース株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	リース業務 貸出業務	1975年 2月1日	100	88.99 (88.99)	—
関西みらい 保証株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	1995年 3月17日	6,397	100.00 (100.00)	—
関西総合 信用保証株式 会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	1977年 6月23日	100	100.00 (100.00)	—
びわこ信用 保証株式会 社	大津市中央四丁目 5番4号	信用保証業務	1986年 11月11日	20	100.00 (100.00)	—
株式会社 びわこビジネス サービス	大津市中央四丁目 5番4号	印刷・製本業務、 計算受託業務	1977年 11月1日	10	100.00 (100.00)	—
幸福カ ード株式 会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	信用保証業務	1982年 7月1日	30	100.00 (100.00)	—
みなとビ ジネスサ ービス株 式会社	神戸市西区竹の台 六丁目2番地	事務処理代行業務	1982年 9月24日	20	100.00 (100.00)	—
みなとア セットリ サーチ株 式会社	神戸市中央区筒井町 三丁目12番14号	不動産・動産調査業務	1989年 7月17日	30	100.00 (100.00)	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当社が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
みなと保証株式会社	神戸市中央区西町35番地	信用保証業務	1983年 5月26日	1,780	100.00 (100.00)	—
みなとリース株式会社	神戸市中央区西町35番地	リース業務 ファクタリング業務	1984年 6月21日	30	61.00 (61.00)	—
みなとカード株式会社	神戸市中央区西町35番地	クレジットカード業務	1990年 7月11日	350	96.89 (96.89)	—
みなとシステム株式会社	神戸市西区竹の台 六丁目2番地	コンピューター関連業務	1999年 3月24日	50	100.00 (100.00)	—
みなとキャピタル株式会社	神戸市中央区多聞通 二丁目1番2号	投資業務 経営相談業務	2000年 6月23日	250	100.00 (100.00)	—
みなとコンサルティング株式会社	神戸市中央区多聞通 二丁目1番2号	セミナー・研修会 運営、経営相談業務	2012年 6月28日	50	100.00 (100.00)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。

4. 株式会社関西アーバン銀行と、株式会社近畿大阪銀行は、株式会社近畿大阪銀行を吸収合併存続会社として2019年4月1日に合併いたしました。新銀行の商号は株式会社関西みらい銀行といたしました。

5. 株式会社りそなホールディングスの連結子会社であるりそなカード株式会社（以下「りそなカード」）と株式会社関西アーバン銀行の連結子会社である株式会社関西クレジット・サービス（以下「関西クレジット・サービス」）は、2019年4月1日に、りそなカードを吸収合併存続会社、関西クレジット・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。このことにより、関西クレジット・サービスは消滅しております。

6. 関西アーバン銀リース株式会社は、2019年4月1日に、商号を関西みらいリース株式会社に変更いたしました。

7. 近畿大阪信用保証株式会社は、2019年4月1日に、商号を関西みらい保証株式会社に変更いたしました。

8. みなとコンサルティング株式会社は2019年10月11日付で解散し、現在清算手続中であります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
	(百万円)		
株式会社関西みらい銀行	14,413	—	—
株式会社みなと銀行	13,700	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

取締役 (2019年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
菅 哲 哉	代表取締役兼社長執行役員	株式会社関西みらい銀行 代表取締役社長
橋 本 和 正	代表取締役	株式会社関西みらい銀行 会長 株式会社ロイヤルホテル 社外監査役
服 部 博 明	代表取締役	株式会社みなと銀行 代表取締役頭取兼最高執行役員
中 前 公 志	代表取締役	株式会社関西みらい銀行 副会長
磯 野 薫	取締役	株式会社りそなホールディングス 取締役 監査委員
楠 見 憲 久	取締役 (常勤監査等委員)	
* 大 橋 忠 晴	取締役 (監査等委員)	川崎重工業株式会社 相談役 一橋大学大学院 経営管理研究科 国際企業戦略専攻特任教授
* 安 田 隆 二	取締役 (監査等委員)	株式会社ヤクルト本社 社外取締役 株式会社朝日新聞社 社外監査役 オリックス株式会社 社外取締役 株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 東京女子大学 理事長
* 西 川 哲 也	取締役 (監査等委員)	株式会社ディーファ 代表取締役 レッキス工業株式会社 監査役 (非常勤)

- (注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役である大橋忠晴氏、安田隆二氏、西川哲也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査等委員である西川哲也氏は、公認会計士並びに税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤の監査等委員に楠見憲久を選定しております。常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査等委員全員と共有することで、監査の実効性を確保しております。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役のうち、菅哲哉は執行役員を兼務しております。
6. 2019年度末の執行役員 (取締役を兼務する執行役員を含む)は次のとおりであります。 執行役員：16名

当年度中に辞任した取締役

氏名	地位及び担当	その他
尾 賀 康 裕	取締役（監査等委員）	2019年6月26日辞任

（注）同氏は、2019年6月26日付で株式会社関西みらい銀行社外取締役に就任しております。

（ご参考）4月1日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

取締役（2020年4月1日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職
菅 哲 哉	代表取締役兼社長執行役員	株式会社関西みらい銀行 代表取締役社長
橋 本 和 正	代表取締役	株式会社関西みらい銀行 会長 株式会社ロイヤルホテル 社外監査役
服 部 博 明	代表取締役	株式会社みなと銀行 代表取締役頭取兼最高執行役員
中 前 公 志	代表取締役	JA三井リース株式会社 顧問
磯 野 薫	取締役	株式会社りそなホールディングス 取締役 監査委員
楠 見 憲 久	取締役（常勤監査等委員）	
* 大 橋 忠 晴	取締役（監査等委員）	川崎重工業株式会社 相談役 一橋大学大学院 経営管理研究科 国際企業戦略専攻特任教授
* 安 田 隆 二	取締役（監査等委員）	株式会社ヤクルト本社 社外取締役 株式会社朝日新聞社 社外監査役 オリックス株式会社 社外取締役 株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 東京女子大学 理事長
* 西 川 哲 也	取締役（監査等委員）	株式会社ディーファ 代表取締役 レッキス工業株式会社 監査役（非常勤）

- （注）1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 社外取締役である大橋忠晴氏、安田隆二氏、西川哲也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 監査等委員である西川哲也氏は、公認会計士並びに税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、常勤の監査等委員に楠見憲久を選定しております。常勤の監査等委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査等委員全員と共有することで、監査の実効性を確保しております。
 5. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役のうち、菅哲哉は執行役員を兼務しております。
 6. 2020年4月1日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を含む）は次のとおりであります。 執行役員：17名

(2) 会社役員に対する報酬等

1 当事業年度に係る役員の報酬等

区 分	支給人数	報酬額
	(人)	(百万円)
取締役（監査等委員を除く）	4	63
取締役（監査等委員）	5	48
合計	9	111

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2019年6月26日をもって辞任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 監査等委員でない取締役の報酬総額は、2017年11月28日開催の株主総会において、月額1,800万円以内と定められております。また、監査等委員である取締役の報酬総額は、2017年11月28日開催の株主総会において、月額600万円以内と定められております。
4. 当該事業年度末における取締役9名のうち取締役1名については常勤役員として所属する会社から全額支給し、非常勤である当社から報酬を支給しておりません。
5. 報酬額は、役職位別報酬と業績連動報酬の合計額です。
6. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。

2 取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

〔基本的な考え方〕

- 取締役及び執行役員等の報酬等に関する事項については、客観性及び透明性を確保するため、独立社外取締役のみにより構成する人事報酬委員会*において審議を行い、その結果報告を受け取締役会で適切に決定します。

*当社及びグループ銀行の取締役、監査役ならびに執行役員の人事及び報酬決定のプロセスにかかる客観性及び透明性を確保するために取締役会の諮問機関として設置した任意の委員会

〔取締役及び執行役員等の報酬体系〕

- 業務執行取締役、執行役員（以下「業務執行役員」）の報酬は、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整備する観点から、役職位別報酬と業績連動報酬で構成します。
- 非業務執行取締役は、公正な立場から経営の監査・監督を担う立場であることを踏まえ固定報酬のみの構成とします。

<業務執行役員の報酬体系>

現金・株式の種類	役職位別報酬 (固定報酬)		業績連動報酬 (変動報酬)	
	現金	現金	現金	株式
構成割合	70%		20%	10%

(1) 役職位別報酬

- ・役職位毎の職責に応じて支給します。

(2) 業績連動報酬

- ・業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成し、株式報酬は「株式取得目的報酬*」により支給します。
- ・業績連動報酬は、現金報酬・株式報酬とも、前年度の会社業績と個人業績の結果に応じて支給し、支給額は、標準額を100%とした場合、0%から150%の間で変動します。
- ・会社業績は、収益性、健全性及び効率性の各指標の達成状況により決定し、個人業績は、役員毎に設定した目標の達成状況により決定します。

【当社における会社業績指標】

収益性	親会社株主に帰属する当期純利益
健全性	連結自己資本比率
効率性	連結OHR

* 株式取得目的報酬

自社株の取得に使用を限定した報酬であり、支給された金額のうち一定割合を「関西みらいフィナンシャルグループ役員持株会」に拠出し自社株を取得する方式です。

(3) 責任限定契約

社外取締役である大橋忠晴氏、安田隆二氏、西川哲也氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大橋 忠 晴	川崎重工業株式会社 相談役
安田 隆 二	一橋大学大学院 経営管理研究科 国際企業戦略専攻特任教授 株式会社ヤクルト本社 社外取締役 株式会社朝日新聞社 社外監査役 オリックス株式会社 社外取締役 株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役 東京女子大学 理事長
西川 哲 也	株式会社ディーファ 代表取締役 レッキス工業株式会社 監査役（非常勤）

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、幅広い見地から適時適切な意見・提言等があります。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (2019年度)	取締役会等における発言 その他の活動状況
大橋 忠 晴	2年	取締役会 17回中 17回 監査等委員会 13回中 13回 人事報酬委員会 9回中 9回	製造業の経営者を務めたことによる豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、経営戦略や組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。
安田 隆 二	2年	取締役会 17回中 14回 監査等委員会 13回中 12回 人事報酬委員会 9回中 7回	企業戦略に関する専門家としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、成長戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
西川 哲 也	9カ月	取締役会 14回中 14回 監査等委員会 11回中 11回 人事報酬委員会 7回中 7回	公認会計士及び税理士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、特に、内部統制やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1.在任期間は、社外取締役への就任後から当該事業年度末までの期間について、1カ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2.会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	報酬額
(人)	(百万円)
4	28

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬額は、役職位別報酬と職責加算報酬の合計額です。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	900,000	千株
発行済株式の総数	372,876	千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	18,554	名
------	--------	---

(注) 上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主3,653名を含んでおります。

(3) 大株主

普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
株式会社りそなホールディングス	190,721	51.20
株式会社三井住友銀行	79,231	21.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,738	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,437	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,772	1.01
関西みらいフィナンシャルグループ従業員持株会	3,729	1.00
株式会社セディナ	3,551	0.95
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	2,953	0.79
日本生命保険相互会社	2,894	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,357	0.63

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（396千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 増村 正之 指定有限責任社員 山口 圭介 指定有限責任社員 岸野 勝	20	・会社法第399条第1項の同意の理由 (注)4 ・公認会計士法第2条第1項の業務以外 の業務 (注)5

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、261百万円であります。
4. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、監査日数や人員配置、前年度の監査実績、職務遂行状況、監査品質、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
5. 合併・事務システム統合に係る第三者評価業務等であります。
6. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、3百万円であります。主な業務の内容は、海外規制情報等に関する情報提供業務等であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役員等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

8 会計参与に関する事項

該当ありません。

9 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議によって定めることを当社定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、地域金融機関グループとしての公共性に鑑み、当社の資本・財務政策上の課題に配慮し必要な自己資本比率を確保することに留意しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が保有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：19個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 4,503株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2045年7月17日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：51個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 12,087株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2046年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：34個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 8,058株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2047年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
社外取締役 (監査等委員を除く)	該当ありません。	

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
監査等委員である取締役	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：4個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 948株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2043年7月19日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：3個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 711株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2044年7月18日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：2個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 474株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2045年7月17日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：3個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 711株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2046年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人
	① 名称：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：3個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 711株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年4月1日から 2047年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	1人

(注) 2018年4月1日付で株式交換の効力が生じたことにより当社の完全子会社となった株式会社みなと銀行が発行した新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2018年4月1日に交付したものです。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

業務の適正を確保する体制

(1)「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、関西みらいフィナンシャルグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

イ はじめに

当社及び当社グループ各社（※）は「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」のもと本基本方針を定め、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、関西みらいフィナンシャルグループに相応しい内部統制の実現を目指す。また、りそなホールディングスが定める「りそなグループ経営理念」、「グループ内部統制に係る基本方針」等に基づきりそなグループのグループガバナンスを尊重し、その価値観を共有する。

（※）会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

ロ 内部統制の目的

内部統制の目的（基本原則）

当社及び当社グループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

② 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及び当社グループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、グループ共通の「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」のもと、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ当社および当社グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 当社及び当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「グループコンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、反社会的勢力への対応やマネー・ローンダリングの防止等を含むコンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社及び当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社及び当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「グループ情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明状況の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

取締役、執行役員及び使用人など当社内の全ての者を対象として、「グループ情報取扱基本方針」を定め、全ての職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

また、執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、別途定める「執行役員規程」において、情報の保存及び管理の方法などを規定し、執行役員はこれに従うものとする。

③ 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及び当社グループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合的管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④ 当社及び当社グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社及び当社グループ各社の取締役及び執行役員や当社及び当社グループ各社の組織体制に係る「組織分掌規程」「執行役員規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制（当社グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。）に関する事項

当社及び当社グループ各社は、共通の経営理念である「関西みらいフィナンシャルグループ経営理念」により、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

(ア) 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、当社グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社と当社グループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、当社グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

(イ) 「グループ情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及び当社グループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。

(ウ) 当社及び当社グループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。

(エ) 当社及び当社グループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及び当社グループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

(オ) リソナグループ全体での経営管理が必要となる事項については、関西みらいフィナンシャルグループの上場会社として求められる独立性が保たれる範囲で、リソナホールディングスの経営方針、基本的計画、事業戦略等に従うものとする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会に直属する組織として監査等委員会室を設置するとともに、「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助する使用人は同室へ所属するものとする。なお、同室には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同室の業務に関する規程は、別途監査等委員会が定めるものとする。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦ 前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性の確保に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するため及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査等委員会または監査等委員会室長と事前に協議することを定めるものとする。

また、監査等委員以外の取締役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう配慮すべきものとする。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査等委員会への報告体制に関する事項

(ア) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、当社または当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告を行うものとする。

(イ) 当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社または当社グループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査等委員会に報告を行うものとする。

(ウ) 当社及び当社グループ各社の使用人は法令等の違反行為を発見したときには、社外あて相談通報窓口である「関西みらい弁護士ホットライン」又は社内あて通報窓口である「関西みらいコンプライアンス・ホットライン」に報告することができる。コンプライアンス統括部署は内部通報制度への通報・相談のうち重要な事案について監査等委員会へ報告する。

(エ) 上記（ア）及び（イ）にかかわらず、当社監査等委員会は必要に応じ、いつでも業務執行について報告を求めことができ、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。

⑨ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項

監査等委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査等委員は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査等委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査等委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査等委員会との定例的な意見交換を行う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に関わる部署についても、監査等委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

(2) 「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

イ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当社及び当社グループ各社においてコンプライアンス基本方針等を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。当社グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めることとしております。

従業員等からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「関西みらい弁護士ホットライン」及び「関西みらいコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図ることとしております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、会計監査ホットラインを設置することとしております。

「関西みらい弁護士ホットライン」及び「関西みらい会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付し、受付した全ての事案について、社外取締役である監査等委員会委員長に直接報告することで、制度の信頼性や透明性の向上を図ることとしております。

体制面においては、当社及び当社グループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討するため、当社及び当社グループ銀行をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しております。

また、当社グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの

相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関して、当社グループ各社において態勢を整備し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性向上に向けた対応策について、コンプライアンス委員会において協議・報告することとしております。

ロ リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、当社グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、当社グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、当社グループ各社からのリスク状況の定期的な報告を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。

当社グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理に関する規程等を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定の先や業種への与信集中による過大なリスク負担が、不良債権処理による多額の損失計上の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスクにおける2つの柱と位置付けております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及び当社グループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

ハ 内部監査に係る体制整備の状況

内部監査は、当社及び当社グループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能であります。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役員を任命しております。また、監査等委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させるレポーティングラインを明示的に確保することにより、社長執行役員等に対する監督・牽制を強化しております。

特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社関西みらい銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	252,921	(百万円) 376,937
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	113,552	

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 安田 隆二 ㊟

監査等委員 大橋 忠晴 ㊟

監査等委員 西川 哲也 ㊟

監査等委員 楠見 憲久 ㊟

(注) 監査等委員安田隆二、大橋忠晴及び西川哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増村 正之 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 圭介 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸野 勝 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関西みらいフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上